

第九十八回国 参議院建設委員会會議録第五号

昭和五十八年五月十二日(木曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

四月十二日

三治 重信君

四月十八日

三治 重信君

四月二十日

田原 武雄君

四月二十五日

田原 武雄君

四月二十八日

田原 武雄君

五月十一日

田原 武雄君

五月十二日

田原 武雄君

五月十三日

田原 武雄君

五月十四日

田原 武雄君

五月十五日

田原 武雄君

五月十六日

田原 武雄君

五月十七日

田原 武雄君

五月十八日

田原 武雄君

五月十九日

田原 武雄君

五月二十日

田原 武雄君

五月二十一日

田原 武雄君

五月二十二日

田原 武雄君

五月二十三日

田原 武雄君

委員

遠藤 要君

大坪健一郎君

斎藤栄三郎君

大木 正吾君

三木 忠雄君

上田耕一郎君

井上 計君

松永 光君

内海 英男君

小笠原正男君

豊蔵 一君

永田 良雄君

加瀬 正蔵君

香掛 哲男君

松谷蒼一郎君

田熊初太郎君

常任委員会専門員

事務局側

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

その補欠として大坪健一郎君が選任されました。

○委員長(片岡勝治君) 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。内海建設大臣。

○国務大臣(内海英男君) ただいま議題となりました建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

建築士法及び建築基準法は、その制定以来、三十余年を経過しており、この間、建築物が多様化し、大規模化するともに、建築技術が高度化するなど、状況の著しい変化が見られます。

建築士を初めとする建築物の設計及び工事監理に携わる技術者について見ますと、現在、一定の建築物に關しましてはその業務を確実に遂行しております。

また、建築に關する確認及び検査も、建築件数の増加、業務の複雑化等により執行体制の見直しが必要となっております。

このような状況等にかんがみ、建築物の設計及び工事監理の適正化を図るため小規模木造建築士資格の認定その他建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に關する事務の簡素合理化を図るため建築士試験の実施体制の整備並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定を行う等の必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

まず、建築士法の一部改正についてであります。第一に、一定の木造の建築物に係る設計または工事監理を行うことができる者としたしまして、

都道府県知事の免許に係る小規模木造建築士資格を設けるとともに、小規模木造建築士事務所に關する規定を整備することとしたしております。

第二に、建設大臣または都道府県知事は、その指定する者に、建築士試験の実施に關する事務を行わせることができることとするともに、指定試験機関に關する規定を整備することとしたしております。

第三に、建築士の懲戒事由の拡充等を行い、建築士の適正な業務執行を確保するとともに、建築士事務所登録の有効期間の延長、建築士事務所を管理する建築士の権限の明確化等建築士事務所に係る制度の改善整備を行うこととしたしております。

次に、建築基準法の一部改正についてであります。第一に、建築確認制度及び建築検査制度を合理化し、いわゆるプレハブ住宅及び小規模な建築物の建築及びその建築の工事につき建築基準法令の単体規定の一部を確認及び検査の対象法令から除外することとしたしております。

第二に、建築物の維持保全に關する計画の作成等建築物の適正な維持保全を確保するための規定の整備を行うこととしたしております。

第三に、建築確認に關する消防長等の同意制度の合理化を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。

なお、政府提案に係るこの法律案につきましては、衆議院において、小規模木造建築士名称及び業務範囲について修正がなされております。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、園田清充君が委員を辞任され、その補欠として松谷蒼一郎君が選任されました。

また、本日、松谷蒼一郎君が委員を辞任され、その補欠として大坪健一郎君が選任されました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(片岡勝治君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案は、衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院における修正部分について説明を聴取いたします。衆議院建設委員長松永光君。

○衆議院議員(松永光君) ただいま議題となりました建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、本案は、第一条において、建築士制度を改善整備して、新たに小規模木造建築士の資格を設け、延べ面積二百平方メートル以下の木造建築物について、能力のある大工・棟梁によるその設計及び工事監理の道を開くこととしたしておりますが、同建築士が行うこととなる業務の実態等を考慮し、小規模木造建築士の名称を木造建築士に、二百平方メートルの面積上限を三百平方メートルに改めることとしたものであります。

以上が修正の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いする次第であります。

○委員長(片岡勝治君) 以上で説明の聴取を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○苗ヶ久保重光君 私は、本案の審議に入る前に、一言本案の取り扱いについて発言したいと思っております。

本案は、いま衆議院の建設委員長が説明しましたように修正可決されております。この修正が非常にスムーズと申しますか、全会一致の修正の点であり、しかも当局側はこれを素直に受け入れていわゆる修正に応じたためずらしいケースだと思っております。

せん。国会の運営に当たって、いままでは法案は全部、政府が提出した特別なものの以外はほとんど修正がない。与党と政府の、ごり押しとは申しませんが、とにかく力によってかなり無理な法案も通っております。

私は、国会の一つの審議のあり方として、私人の主張として、もちろん法案の提出は政府がいたしましたとしても、その法案に対する国会の意思が十二分に反映されるということは、やはり国民の意思が十分法案に反映されるという意味においては、この国会の審議がただ単に質問、答弁の形式じゃなくて、いわゆる政党内でもいい、あるいは委員会間でもいい、かなり討論をしながらその法案の内容が思い切った修正があつてもいいんじゃないか。いや、むしろそれが望ましい、こう思っておりますけれども、なかなか今日、わが国の国会の運営はそうなっておりません。たまたまこの建築士法の一部改正法案が、衆議院でどういう形でこうなつたか詳しく知りませんが、けれども、とにかく重要な点が修正可決された。このことは私は、衆議院の建設委員会の皆さんに対してその良識と決断を称賛したいと思つて。

また、建設省当局も、大臣初め当局の諸君がこれにすんなり応じて、いま申しますようにかなり重要だと思われる点を修正にに応じた、このことは私はかなり評価したいと思つて。したがって私は、いよいよこの委員会においても恐らく各党の主張はもはや一致したと思ひますから、すんなり決まるとは思ひますけれども、この非常に大事な点を私も再確認しながら質疑をしていきたい、この点、冒頭に衆議院の建設委員会の諸君の良識に対し敬意を表しながら、内海建設大臣以下、当局の諸君の非常な英断と言ふべき位置にひとつ賛意を表しながら、質問に入りたいと思ひます。少し褒め過ぎたかもしれませんが、そういうことであります。本案の質問に入つてまいります。

第一点だけはひとつ大臣からの御所見を承りたいのですが、あとは当局の諸君のそれぞれの立場

からの御答弁で結構でございます。

住宅建設と景気対策について若干お伺いをいたします。

政府は、先月五日に十一項目にわたる景気対策を決めました。その中に住宅建設の促進が入っております。決定からすでに一カ月以上たつております。決定的にはこれはどのような効果があるのか、具体的な効果は、まあ一カ月はそう簡単に出ると思ひませんけれども、どのような効果が出るというふうに考えておられるか、これはひとつ建設大臣から御答弁を伺いたい。

○国務大臣(内海英男君) 四月五日の経済対策閣僚会議におきまして決定を見ました経済対策の中には、御指摘のように住宅対策が盛り込まれております。その趣旨に沿ひまして住宅建設の促進に努めていこうと思ひます。

まず、住宅金融公庫の今年度第一回募集を四月二十六日から始めておられるのがまず第一点でございます。その際、対象となる分譲住宅の譲渡価格限度額を引き上げ、また高層住宅貸し付けの対象地域を拡大しておられることでございます。

次に、民間金融機関の個人向け住宅融資、いわゆるローンでございますが、につきましては五月九日から金利の引き下げを行つておられることでございます。また、新種商品の開発等につきましても、これは親子二世代を対象としたものでございまして、新種商品の開発等につきましても、大蔵省からの指導等によりまして近く実施されることとなると聞いておられるわけでございます。

さらに、増改築の問題につきましては、増改築関連技術の開発、普及を図る等、実施体制の整備に努めてまいりますとともに、四月上旬以来、東京、大阪を初めいたしまして、全国的に増改築推進キャンペーンを展開して、その推進を図つておるところでございます。

また、税制改正につきましても、取得控除の引き上げ、こういった点についても実施をしておりますところでございます。その周知徹底を図つてい

くように努力をいたしておるところでございます。以上でございます。

○苗ヶ久保重光君 そうしたことの結果、かなり景気浮揚には貢献するだろうというお見通しでございますか。

○国務大臣(内海英男君) 少しでも景気浮揚に役立てばと思つて、私どもは全力を挙げて努力をいたしておるところでございます。

○苗ヶ久保重光君 住宅局長、いま大臣から御答弁あったんだが、局長は担当責任者としていまの大臣の御答弁が本場に具体的にこれからの景気浮揚にこういふぐあいになつていくという何かあれを持っているか。これは質問通告にないことを聞いてるんだけれども、そのぐらい局長としては答弁できるだろう。どうだ。

○政府委員(松谷一郎君) ただいま建設大臣から御説明がございましたように、各種の住宅建設促進の施策を景気対策とあわせて講じております。もちろんこのほか、公的賃貸住宅の供給の促進でありますとか、住宅公庫融資制度全般の改善等によりまして持ち家住宅の建設の促進等を行うこととしておりまして、本年度住宅建設を取り巻く環境は相当厳しい状況にありますが、何とか前年度以上の住宅の建設の促進に努めてまいりたいと思つております。

○苗ヶ久保重光君 逐次あとお聞きするから、その時点においていろいろと聞くけれども、思ひます質問が出るかもしれないから、この点はひとつしっかりと願ひます。

五十七年度の住宅着工統計は、百十六万戸台と五年ぶりに若干上向きの基調を示しているのではありませんが、政府の当初目標は百三十万戸。それからするとやはり大幅ダウンと言わざるを得ないのではありません。そこで、建設戸数を確保するため、都心の再開発や各種建築規則の緩和等を提唱しているのか、具体的なその方策はまとまつていないのか、また検討中であるか。これは大事なことで、やはり大都市における都市再開発法を

通じての住宅建設、これは非常に大きな問題であるので、この点をひとつ明らかにしてもらいた

い。

○政府委員(松谷重一郎君) ただいま先生の御指摘のとおり、五十七年度の住宅の着工状況は約百十六万戸ということになってございまして、前年度、五十六年度に比べて約一・三%の増ということになっております。しかしながら、百三十万戸には達しないという状況にあるわけでござい

そこで、今後さらに住宅の建設の促進を図る必要があるわけですが、新市街地住宅の建設の促進を図るとともに、やはり既成市街地、大都市における既成市街地の中での再開発等を中心とした住宅建設の促進を図っていきたくと考えております。

特に、大都市の都心部におきます土地の高度利用を促進するという点により良好な市街地住宅の供給を促進する必要があると考えております。このため、従来より市街地再開発事業の促進、総合設計制度の活用による容積率の引き上げ等を通じて土地の高度利用を推進してきたところでござい

また、これに関連しまして、五十八年度におきまして敷地を共同化して高度利用を図った市街地住宅の供給事業に対して、事業費の一部を補助する市街地住宅等共同整備事業制度の創設及び住宅金融公庫の融資要件の緩和を行っております。今後これらの諸制度の積極的な活用によりまして土地の高度利用を図り、市街地住宅の供給をなお一層促進していく所存でござい

また、市街地整備及び住宅建設の一層の促進を図るため、現在省内に都市対策推進委員会を設けてまして、その方策について総合的な検討を行っているところでござい

○西ヶ久保重光君 次に、容積率や高さの制限が厳しい第一種住居専用地域を規制の緩い第二種住居専用地域に指定がえを行うのは、開発業者等の投資意欲を刺激するという点では効果があるかもしれませ

り。第一に、指定がえは都市計画地方審議会の審議を経て都知事が行うことになっておりますが、それを、幾ら景気対策とは言いがたが国主導の形で都市計画の変更を促すのはおかしいのではないかと

○政府委員(加瀬正蔵君) まず二十三区内の第一種住居専用地域の面積でござい

ところで、先生から景気対策としてこういう住居専用地域の見直しをすることについての御批判と、国主導でやることについての御批判というところ

地区の指定というものは、当然のことではござい

建設省といたしましては、大都市地域の都心部のように土地の高度利用を図っていかねければなら

適切な地域、地区の見直しを行っていくべきだとい

高度利用を促進する必要の高い環状七号線の内側

の第一種住居専用地域、先ほど申し上げましたように二千七百ヘクタールほどござい

○西ヶ久保重光君 これは、それをやればかなり

○政府委員(加瀬正蔵君) 大変むずかしいお尋ね

第二種住居専用地域にかえますことによりまし

ただ、一般的に言いますと、いままでたとえ

多少密度の高い住まい方もできるようになりまし

待っているわけでござい

○西ヶ久保重光君 僕が心配するのは、君たち机

このほか、今回の景気対策の一環として市街化

調整区域の開発基準の大幅引き下げ、悪評の高い

開発指導要綱の見直し等が図られることになっ

国民の住宅需要が政府のねらいどおり喚起され

かどうかとすると、なかなか期待は薄いのでは

いかに思うんです。それは肝心の地価対策に何

も、すぐこうなりますという答えは出ぬと思うけれども、やはりこれは当局としては真剣に取り組んで、少しでもそういうことが出来るような施策を講じなければいかぬと思う。これに対する所見をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(小笠原正男君) 一昨年来、私どもの地価公示によりまして、あるいは民間の調査によりまして、ようやく地価上昇率が鈍化するようになってまいりまして、本日私どもで、この四月の動向も発表する予定でございますが、本年に入ってから同様な鈍化傾向が続いておりまして、地価上昇率が本格的な、年率にして三%ないし四%と、こういう時代に入っております。というふうな思っているわけであります。

最近の社会経済情勢から見ても、当面地価が昔のように急上昇に転ずる可能性はないというふうな考えをしておりますが、国土庁といたしましてはこういう時期をとらえまして、こういう地価の安定化傾向を長期的に定着させる、そして、土地は持っているいさえすれば何ともかもうかるものだという、こういういわゆる土地神話を完全に崩壊させたというふうな考えをいたしております。

なお、御指摘の土地問題懇談会の提言でございますが、私も土地局におきまして、各方面の識者と一年間にわたっていろいろな討議をやったものであります。その結果を中間報告としてまとめたものであります。土地は単に持っているだけでいいというものではない、必ずできるだけ社会公共に役立つように使わなければ意味のないものであるという、そういう利用優先の思想をもっと浸透させるということ、それから、土地を持てている人は利用するしかないか、遊ばしておか、あるいは利用するにしてもどういう利用をするか、それを含めて土地所有者の完全な自由任せられるべきものではない。もっと公共の観点からのコントロールをいたしまして、できるだけ有効適切な土地利用に結びつけなければいけないものであるという、そういう前提に立ちまして幾つかの具体

的な提言もいたしておるわけでございます。

私ども、こういったような基本的な考え方に沿いまして、提言されております諸課題の制度化についでできるだけ具体的な検討を進めまして、本格的な土地対策に取り組んでまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○西ヶ久保重光君 局長、これはいま言ったようにそう簡単にはいけません。これはわかかる。これは何とかしなければならぬことなのだ。この市街化調整区域というのは全国でどのくらい広さがあるか、何か統計あるか。これはいまだあれば、わかれば実態が、わからなければ後でいいの、調べて出してもらいたい。これはいさなりの質問だから……。

○政府委員(永田良雄君) ただいまの質問はいま調べておられるようでございますが、いま土地局長からお答えをいたしましたが、私の方から、先ほどの質問で地価の下落につながるような思い切った土地政策をやつてはどうか、やれぬものかと、こういうお話をいたしました。

土地局長からお答えいたしましたように、最近土地の値段は比較的安定いたしました。原因は需要が全く落ち込んでおることだということに私も考えております。

ただ、一たんこれが何らかの理由で需要がかなり旺盛になってまいりますと、供給は激減いたしておりますからそれに対応する態勢はできておりません。したがって、またさう大幅な異常な値上がりしかねないという状況にあると思っております。そういうことになってはいけませんので、私もどしましては土地はやはり安定的に推移するという政策をとらなさいかぬというふうな考えをしております。そのためには土地の供給が安定的に適切な量が出るようなかっこうにしなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

景気対策の中でもそれを目的とした施策として、たとえば実態に即した適切な線引きの見直しをやりたいということがうたわれておりますし、あるいは地域の実情に応じて市街化調整区域

における開発の規模要件を引き下げなさい、いまは二十ヘクタールになっておるわけでございますが、これを引き下げたらどうかという話とか、あるいは地方公共団体が宅地開発指導要綱というのをつくつてきわめて過酷な条件を宅地開発業界に課している。これでは業者が仕事をやろうと思つてもやれなくなる。こういうものを是正してはどうかという話とか、あるいは住宅宅地開発に関連する公共公益施設の整備を促進しろというふうな提言がされて、私ども一生懸命それに取り組んでおるわけでございます。

たまたま、この十日に閣議決定をいたしました。調整区域における開発については、従来の二十ヘクタールから都道府県知事が規則で五ヘクタールまで落とすことができるという政令を改正いたしました。これは七月一日から施行されるわけでございますが、施行に先立ちまして、都道府県の関係の課長さんにお集まりいただきまして、その趣旨を十分徹底して宅地供給が円滑にされるようにやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それからもう一つ、宅地開発指導要綱が非常に過酷な負担をかけているということでございまして、これはもっぱら地方公共団体が独自の判断でいろいろやっておられるわけでございますが、これを是正するためにはどうしたらいいかという点について、先ほど住宅局長から言及のありました都市政策推進委員会というのを建設省の中でつめておきまして、この中で具体的にどうやって進めていくかという方策をいま鋭意検討いたしてるところでございます。

いずれにいたしましても、住宅建設のネックの一つが土地の供給という問題にあることは御指摘のとおりでございますので、その問題の解決のために鋭意努力はしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○政府委員(加瀬正蔵君) 先ほどの市街化区域、市街化調整区域の面積でございますが、全国で三百二十の都市計画区域におきまして線引きが行わ

れておるわけでございますが、市街化区域の面積が百三十二万ヘクタールでございます。それから、市街化調整区域の面積が大体三百六十五万七千ヘクタールで、市街化区域面積の比率が二六・五%ほどになります。これは五十七年十二月末現在の数字でございます。うち三大都市圏では市街化区域が六十五万五千ヘクタール、それから市街化調整区域が百九十九万七千ヘクタール、これは比率にいたしますと三五・四%が市街化区域になっておるわけでございます。

○西ヶ久保重光君 これは全部宅地にならぬでも、これがまあかなり宅地化すれば相当な住宅が建つわけね。たとえば二百平米ぐらいの敷地とすれば、これは大変なものだ。建つんだが、いま計画局長が言ったように、そういうものが推進されれば本当に土地問題もそう完全解決と言わぬでも、かなり解決して住宅建設できる。こういうことなんだから、ひとつぜひ計画局長、先ほどの君のあれを極力推進してほしい。

これから建築士法について若干お伺いいたします。

衆議院で修正されました木造建築士、まあ最初小規模木造建築士、これは僕はちょっと法案を見たときに、はてと思つたんだ。小規模なんという言葉は何で入れるのか、木造建築ならばそう何千平米なんというのにはあり得ないんだから、わざわざ小規模なんという言葉をいれる必要はないんじゃないかと思つたら、衆議院で修正が大体なっている。

それからまた、建築の規模も二百平米。都市においては二百平米ぐらいが最高かもしれぬけれども、やっぱり農村や地方に行くとかかなり大きな木造建築がありますから、木造建築士という新しい名前をつくるんだから、つくるのならつくつただけのことがないと困るんで、二百じゃちょっと小さくないか。千平米とは言わぬけれども、思つておつたら、これも先ほどのように三百平米に上がつておる。これは私も非常に、先ほど米言うように喜んでおるわけだ。

この小規模木造建築士の資格創設ということ
閣議決定され、国会提出に至ったと理解しておる
んでありますが、今回のこの修正にはもちろんい
ま言ったように賛成であります、その後の新聞
報道なんかによると、いわゆる既設の建築士会等
がこの修正に対してかなり遺憾の意を表すとい
うか、一部ではふんまんの情を隠せないような点
があるわけですね。これは、そういう諸君の気持ち
もわからぬではないけれども、いま申しましたよ
うに小規模木造建築士などという余り愉快でない
名称、これが木造建築士となった。非常にいいこ
とであるし、さらに建設規模も二百平米が三百平
米になった、これも私どもは評価しているわけ
ですね。

しかし、それはそう言ってみても、やはり既設
の建築士会の諸君から露骨な反対なり、いろんな
運営などについて問題があると、今後やはり運
営上余り芳しくないことではないかと思ふんで
す。私は、これはもう冒頭に言ったように非常に
賛成であるし、ぜひこのまま運営を続けてもら
いたいんだが、しかし、とはいっても、いま言っ
たようにそういうものがある。これに対して建設省
ではどういうふうな指導をしながら、いわゆる既設
の建築士会と新しくできる木造建築士との何とい
うか滑つこい運営をやっていくか、この点につ
いてひとつ御所見をお伺いしたい。

○政府委員(松谷一郎君) 当初提案をいたしま
した建築士法の改正案におきましては、名称は小
規模木造建築士ということでございます。これは
木造建築物、現行の建築基準法では三千平方メ
ートルまでは建築できることになっておりますの
で、その点から当初の御提案の業務範囲二百平方
米まであれば小規模な木造建築物に該当するとい
うことで、名称も小規模木造建築士ということ
で御提案をいたしたわけでございます。

また、業務範囲につきましても、二百平米まで
で大体現在の木造建築物の九七〇程度までカバー
できるということで、業務範囲も二百平米という
ことで御提案をしたわけでございますが、衆議院

で慎重に御審議をいただき、ただいま先生からも
御指摘がございましたような御意見に基づきまし
て、このたびの修正ということに相なったわけで
ございます。

これにつきましては、新聞報道等にごさいます
ように、既設の建築士会等で不満の意があるとい
うことは伺っておりますが、この法案が成立をい
たしました際には、修正の趣旨を十分御説明をい
たしまして、理解に努めまして、法の円滑な運用
を行っていきたく考えております。

○蓄ヶ久保重光君 局長、新聞なんかには発表して
いるな。建設省に直接何かそういうことの意味表
示があったですか。

○政府委員(松谷一郎君) 公式に建設省に対し
てはそういった反対といいますが、意思表示はご
さいませんでした。

○蓄ヶ久保重光君 そうするとその点は十二分に
配慮して、まあせつかくできたものがしよっぱな
からがたがたしや困るから、ひとつよろしく手
配を願ひ。

いま言ったように、業務範囲を二百から三百平
方メートルに拡大したということは、これは当然
守備範囲が広がったように思ふんであります
が、実際問題からすると二百平方メートル以上の
木造建築物のシェアは、いま局長も言ったように
わずかだ。それはわかる。そうすると、今回の修
正案のメリットというか、余りないように思ふけ
れども、僕の考えではさつきも言ったように、や
はりせつかくつくくる木造建築士の一つの大きな問
題である建築面積が二百というのと三百というの
では、これはシェアは別としても、建築士の皆さ
ん方にとってはやっぱりかなり大きな何というか
な、心の問題というかな、これはあると思ふん
です。

その点で、そう私は評価するんだが、いま局長
の御答弁もあつたように、具体的なシェアはない
としても、いろんな意味で三百にしたことは私は
評価するんだが、建設省としてもそうした意味で
この三百というものを評価しているんじゃないか

と思ふんだが、この点はいかがですか。

○政府委員(松谷一郎君) 先ほど申し上げまし
たように、二百平方メートル以下の木造建築物の
シェアは棟数比で申しまして約九七〇でございま
す。一方、三百平方メートル以下ということでシ
ェアを見ますと、約九〇%と推計をいたします。

したがって、その間の差は二%でございませ
う。量的に全国ベースで見ると、まあそれ
ほど大きな違いはないわけでございますが、しか
し、先生から先ほど来お話がございしますが、北
陸地方などの比較的規模の大きな木造建築物が
建つておるところが地方的にはございします。そ
ういうようなところでは、今回の修正によりまし
て木造建築士の果たす役割りは増大するものと考
えております。

○蓄ヶ久保重光君 次に、木造建築士の試験内
容、受験資格等はどのように考えておられるの
か。制度創設の趣旨、いきさつにみれば、木造
建築士試験に当たっては、木造建築についての技
術、技能が適正に評価される方法が確立されるこ
とを強く要望したい。

また、これは全建設連も要望していることであ
りますが、問題作成については、大工、工務店等
の団体の意見を求めることが私どもは必要である
と思ふんだが、ひとつ建設省はそのことをどの
うに考えておられるか。

○政府委員(松谷一郎君) 木造建築士の試験の
受験資格は、二級建築士の試験の受験資格と同一
ということでございます。したがって、建築
に関しまして七年以上の実務経験があれば、学歴
にかかわらず受験することができ、こういうよ
うに考えております。

この試験は、もちろん木造建築士の資格創設の
趣旨にかんがみまして、木造建築物に関する設計
及び工事監理に必要な知識及び技能について行
うものでございまして、特にその対象となる方々
が大工さんとか棟梁の方とかという方々、従来と
も木造建築物の設計、監理に携つてきた方々が
多からうと考えますので、こういった方々の知

識、技能が十分に判定できるような試験、方法を
考えたいというようにしております。

したがって、構造力学とか構造計算とか、
あるいはその他の複雑な設計知識等についての試
験を行うということは考えておりません。この資
格設定の趣旨に沿ひまして、たびたび申し上げ
すように、その技能、知識が評価されるよう試験
を行いたいと考えておるところでございます。

また、具体的な出題に当たりましては、新たに
木造建築に関する専門的な技術を要します試験委
員を選定をいたしまして、その試験委員により出
題をするということになります。この際も、木造
建築物の生産の実態は十分考慮をされたものであ
るといふことを考えているわけでございます。

○蓄ヶ久保重光君 いろんな士というか、資格を
つくつた。たとえば技能士とかあるのは何と
か、いろんなものができている。こういう場合に
最初の段階では、たとえば何年間以上その業に従
事した者は第一回に限って試験をしないでその人
に与えるということとは前例があるわけだ。これ
はたくさんあると思ふんだ。この場合は、いま言
ったように大工さんを十年以上とか——それは何
年かわからぬけれども、十年とか、棟梁を何年や
ったとか、そういう過去の経験だけによる木造建
築士としての資格を与えるという、そういうこと
は考えていないのか。全部一律に試験をしてやる
ようにされるのか、その点どうだろうか。

○政府委員(松谷一郎君) いま先生の御指摘の
ようなことは、新しく創設されます資格に該当す
るような人々が、従来からたとえば建物の建築の
設計を行つてきた。ところが、新しく資格が創設
されることによって、その資格を取らなければ設
計、監理等ができなくなつてきたというように、
既得権益があつたにもかかわらず、新しい資格制
度ができ資格を取らなかつた既得権益を失うとい
うような場合には、先生の御指摘のような経過措
置と申しますか、選考によって、実務経験等だけ
で選考をするということを行つてきたわけでござ
います。

このたびは新しい資格制度を設けますが、それは従来大工さんたちが既得権益として行ってきたものではなくて、新しい制度によって新しい分野が設けられるということでございますので、そういう趣旨から今回はそういった経過措置としての選考は行わないということにしております。

○西ヶ久保重光君 なかなか厳しいんだ。厳しいのは結構だけれども、実際の能力を持ってる人はたくさんあるわけだ。しかし、試験となるときはなかなかそうはいかないものがあるんだ。その辺はなかなかどこで線を引くかむずかしいけれども、やはり過去の長いという経験と実技というものは、何かここに僕は参酌する必要があるような気がするが、これはしかし無理には言わぬけれども、その点も含みながらひとつ運営に当たってほしい。

建築士試験の実施体制の合理化として指定機関制度の導入を図っているが、具体的にはどういう機関に指定を行うのか。将来、指定希望が複数出てきた場合には、その指定の公正の確保はどうやって保つつもりであるのか、この点についての御説明を聞きたい。

○政府委員(松谷重一郎君) このたび御提案をいたしました改正建築士法の中で、指定試験機関の要件としては次のようなものを考えております。

一つは、職員、設備等が建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。次に、経理的及び技術的な基礎を有するものであること。それから第三に、公正になるおそれがないこと、こういった要件を考えているわけでございます。

具体的には、申請をしてきたものの中から一つを選び指定することとなるわけでございますが、中央指定試験機関としては、既存の団体であります財団法人の建築技術教育普及センターが有力な候補の一つとして考えられます。

また、指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ建築士法に基づきます建築士審査会の意見を聞きまして、その意見を尊重しなければ

ならないこととされております。複数の団体から申請のあった場合にも、建築士審査会の意見を十分尊重いたしまして、かつ、ただいま申し上げました指定の基準に照らして建築士試験を最も適正かつ確実に実施できる団体を指定したいと考えております。

○西ヶ久保重光君 臨調の第三部会の最終答申の中に、「受験者数が多数に上る資格制度を中心に、指定試験機関制度等の導入を積極的に行い、試験事務の民間団体への委譲を進めるべきである」とうたっております。建設省関係では建築士のほかに二、三挙がっていたが、すべて指定機関制度の導入を図るのかどうか。

さらに、指定機関関係の条文が非常に多いが、もっと簡素化できないものか。あらゆる場合を想定して条文の中に盛り込んでおこうという考え方はわかるけれども、必要最小限の条文だけにすることがいいんじゃないか、こういう点について。

○政府委員(永田良雄君) 臨調答申におきましては、建設省では宅地建物取引主任者資格試験というのと、それから建設機械施工技術検定について、その試験事務を民間団体へ委譲しないという回答をいただいております。

で、このうち宅地建物取引主任者の資格試験は、実際にはこれは都道府県知事がやっておられるわけでございます。したがって、これを民間団体に移すということもいろいろ問題もありまして、うから、都道府県知事と相談しながら前向きに対処はしてまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つは、建設機械施工技術検定というの、これは大臣がやっているわけでございますが、これは使用機械が大変大型で機種も多いため、今後試験事務を委譲する受け皿を整備する準備期間が必要でございますが、いずれも準備をした上で慎重に前向きに対処はしていく、こういうふうに考えております。

それから、これは私が答えた方がいいのかどうかかわかりませんが、たくさんいろいろ試験機関が

あるので、場合によつたらそういう試験委託機関を統一してしまつたらどうかというお話だったと思いますが、それぞれの試験がそれぞれ特殊な専門技術を必要といたしますので、それらを統一して試験機関を設けるのが必ずしも適切ではないので、やっぱりそれぞれの専門技術に適したところの試験機関を選んできていく方が適切ではないかと思っておりますが、そういう点、お申し出の点も含めて今後検討はしてまいりたいと思っておりますが、基本的にはそれぞれの適切な試験機関でやっていた方がよろしいんじゃないだろうか、かように考えております。

○西ヶ久保重光君 現在建築士はおよそ五十八万五千人登録されておりますが、その中で一級建築士は約十六万四千二人、二級建築士は約四十二万一千人です。建築士事務所は三年ごと、今度の改正で五年ごとになります。登録の更新制度があるので実数は把握しやすけれども、建築士の方はそういう制度になっていないので、五十八万人の中には死亡したり廃業したりした人がかなり含まれていて聞いております。建設省は建築士の実態把握はどのように行っているのか。建築士の免許の更新制度等は導入できないのかどうか、この点をひとつ明確にしてください。

○政府委員(松谷重一郎君) 建築士は免許証交付の日から三十日以内に住所などの事項を建設大臣または都道府県知事に届け出なければならぬこととされております。また、こういった事項に変更がありましたときには、その日から三十日以内に届け出なければならぬこととされております。こうした住所等の届け出の規定によりまして建築士の実態把握を行っているところでございます。

ただいま先生が御指摘になりました建築士免許に一定の有効期間を設け、更新制を導入したらどうかというところでございますが、これは確かに御指摘のとおり建築士の実態把握の上からは有効な方法でございますが、更新制の導入ということとは建築士の資格に大幅な変更を加えることともなり

ますので、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○西ヶ久保重光君 これは一月に出された建築審議会第一次答申の中に、「今後引き続き検討すべき方策」として、「建築士事務所の開設要件、建築士事務所に係る団体の法定化」、業務に係る報酬のあり方等について問題提起がなされております。建設省はこれらの諸課題にどのような対応をしていくつもりか、お伺いをいたします。

○政府委員(松谷重一郎君) 本年一月の建築審議会第一次答申におきまして引き続き検討すべきとされた課題につきましては、ただいま先生が御指摘されたとおりでございます。これにつきまして、建築設計業務等の実態を踏まえまして、将来のあるべき姿について検討を行っていきたく考えております。今後とも十分な審議を建築審議会についてお願いし、これに基づきまして適切な措置をとりたく考えております。

○西ヶ久保重光君 次に、建築確認制度についてお伺いします。

建築士法は昭和二十五年の法制定以来、抜本的な改正は今回が初めてであり、まだまだ質疑した点があるのでありますが、時間の関係もありまして、建築基準法の改正事項についてお伺いしたいと思っております。

建築確認制度の合理化であります。建築材料及び構造方法が一体として規格化された型式——いわゆるプレハブ住宅のことです。これは建築確認の対象から外すことにしているが、このプレハブ住宅というのは現在建設されている住宅の中でどのくらいあるのか。また将来の見込みはどうなのか。最近非常にこれは増加の傾向にあると思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(松谷重一郎君) 昭和五十七年の着工新設プレハブ住宅の戸数は約十四万戸でございます。全体が約百十六万戸でございますから、そのうちの比率にいたしましてはおおよそ一二％程度を占めておる。また、これまでの建設実績は二百万

戸を超えております。プレハブ住宅の品質は次第に向上してきておりますし、価格も次第に安定を見ております。こういうようなことから見まして、今後ともそのシェアは漸増をしていくのではないかと考えておりますが、これまでの傾向が必ずしも一本調子に上がってきたものでもございせんので、その見込みというものはなかなかむずかしいとございます。しかし、若干ずつは傾向としてはシェアが高まっていくのではないかと考えております。

○蓄ヶ久保重光君 建築基準法第六第一項第四号に掲げてあります建築物で、建築士の設計に係るものも建築確認の対象から外しているが、建築物の安全性の確保について問題が生じるようなことはないのか。建築士の責任がそれだけ重くなるわけであるが、建築確認を外したことで将来何か問題が生じたときの責任はだれが負うのであるか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(松谷一郎君) いわゆる建築基準法第六第一項第四号に規定しております建築物、小規模な建築物でございまして、いわゆる四号建築物と言っておりますが、いわゆる四号建築物で、建築士の設計に係るものにつきましては、建築確認制度の合理化につきましても、いろいろな理由によりまして今回その合理化を行うこととしているわけでございますが、まず第一に、建築物の居室の採光及び換気、構造強度等の一部の単体規定につきましては、非常に建築を設計、施工いたします場合に基本的な事項でありまして、この技術が一般的に定着をしてきているということが挙げられます。

それから第二に、建築士制度が充足をいたしまして三十有余年を経しております。建築士の能力も全般的に見まして向上をしてきておりまして、その技術力が信頼に足る水準となつてきていると認められております。そういった点が第二点でございます。

それから第三点は、大規模な建築物の防災対策に係る要請、良好な市街地環境の形成に係る要請

が強まる中で、執行体制の充実強化にもいろいろな面で限度があることは事実でございます。

そこで、建築基準行政をできるだけ合理化して、重点的にそういった本当に危険な特殊建築物等にその組織の能力を振り向けるというような観点から今回の建築確認の制度の合理化を行うということにいたしましたわけでございます。

このような理由でございますが、最初に申し上げました第一、第二の理由によりまして、またそういう事情によりまして問題が生ずることはないのではないかと考えております。

また、責任の問題でございますが、今回の制度の合理化は建築士において十分に責任を全うすることのできる事項に限っております。したがって、万一問題が生じた場合には、やはりその建築士の責任に帰すべきものというように考えております。

○蓄ヶ久保重光君 建築行政を執行する特定行政庁の業務量は年々ふえ、建築確認申請件数を例にとつても、五十六年度は約百二十二万件と現在の建築関係スタッフでは完全にお手上げの状態と言えます。よりの確な業務の実施を図るためには業務運営の効果的な実施が必要であります。そのため、一部の単体規定だけでなく、すべての単体規定のチェックについて建築士の技能、能力の活用をもつと積極的に図つたらどうかと思うんですが、これはいかがですか。

○政府委員(松谷一郎君) このたびの法改正の御提案の中で、建築確認制度の合理化を御提案しているわけでございますが、この理由をいたしましては、さきに申し上げましたように、建築士の技術力が信頼に足るに至つたということ、それから四号建築物等の小規模建築物等については技術が定着をしており、また、その簡素化できる項目については十分常識的な範囲で設計が行われるようになったということ等の理由によりまして、確認制度の合理化を図るということにいたしましたわけでございます。

しかしながら、これを単体規定全般にすべて

充をするということになりますと、旅館、ホテル、映画館、デパートというような大規模かつ特殊な用途の建築物もその範囲に含まれるということになります。これらにつきましてはすべて建築士に任ずるということは、やはり社会的に見てまだそういったところには及んでいないのではないかと考えております。したがって、このたびの御提案では、まずは小規模建築物の単体規定のうち、特に一般構造等の規定に限りましてその簡素化、合理化を図ろうとしたものでございます。

○蓄ヶ久保重光君 適正な工事施工が図られていない欠陥ある建築物が工事完了時点では発見されないまま利用され、数年後に社会問題となる場合が多い。そこで、マンション等一定規模以上の建築物を対象に中間検査の義務づけが必要ではないかと思うんですが、よくこういう建物もそうですが、で、上がった、いかに外から見るとりっぱにでき上がったと思うのが途中で雨漏りしたりあるいは内装が落ちたり、いろいろな問題があります。そういうことではなくて中間で、中間というのはどういう時期がいいのか、これはちょっとわれわれにはわからないが、とにかく建築の一番大事なと思われる時期に中間の検査を義務づける必要はないか、私はあるんではないかと思うんですが、どういうふうな御見解でしょうか。

○政府委員(松谷一郎君) 建築工事を適正に行うということのために、計画時に建築確認、それからまた工事完了時に完了検査を行うということにしておりますが、なお建築基準法第十二条第三項の規定に基づきまして随時報告を求めることができるとなっております。したがって、この制度を活用いたしまして必要に応じ中間検査を行うことにしております。

ただ、こういった中間検査を制度化をするというところになりますと、建築物によりましては大規模なもの、高層なもの、いろいろございまして、そういうものについてはすべて中間検査を行うというところは現在の組織、定員等から見ても非常に困難であるという状況にございます。したがって、私どももいたしましては、中間検査をみずから特定行政庁が行うのがいいか、あるいは建築士を十分に活用して、工事監理制度の厳正な執行によってそれと同様あるいはそれ以上の効果を求めることにした方がいいか、今後とも検討をしていきたいと考えておりますが、なお中間検査の重点的な実施につきましては、特定行政庁の指導に努めてまいりたいと考えております。

○蓄ヶ久保重光君 その際、たとえば建築をして二、三年でかなり重大な欠陥が出たような場合には、それは建築会社の責任払いを要求されて、補修あるいはそういう事後の処理については建築会社が無償でやるというようなことはあるの。そういうことはないの、欠陥が出た場合。

○政府委員(松谷一郎君) 工事完了後、どの程度の期間でそういった重大な事故が起こるかというところによりましては違ひいたしますし、またその責任が設計に係るものであるか、あるいは施工に係るものであるか、あるいは施工に言えは建築主事の行う確認についてもそこがあたりといたうものであるか等々によりましてその責任の所在が異なります。それによつてその補償と申すか、修理を無償で行うかどうかというところは異なつた措置となるうかと思ひますが、ただ一般的に言いますと、民法の規定で原則として五年以内に重大な過失があればそれは施工者がその過失に応じて十分補償をしなければならぬと思ひます。ただ、これにつきましても、工事の補償につきましても、工事契約の場合特約の規定がございしますので、おのの業界によつて相当の違いはございます。

○蓄ヶ久保重光君 建築工事が完了した場合に、建築主は工事完了届を建築主事に提出し完了検査を受けることとされておりますが、工事完了届の提出は余り勵行されてないようでありまして、建築基準法第七條の規定があるにもかかわらず、この完了検査はなぞ守られてないのか、これは何か特別な理由があるのか。

○政府委員(松谷重一郎君) 建築基準法によりまして、建築主は、建築工事が完了いたしましたして四日以内にその旨を建築主事に届け出ることにしております。建築主事はその届け出を受理いたしまして七日以内に検査を行いまして、法令等に適合しているかどうか調べた上で検査済証を交付するというものになっております。

しかしながら、ただいま先生の御指摘のように、工事完了届が提出されていない建築物が相当存在していることは事実でございます。この理由でございますが、やはりこれから建物を建てようという場合は、許可をとって建築を行うという事は、これは一般の間にも常識化された事実でございますが、一たん建物が建ててしましますと、もう工事が完了したわけでございますので、やはりすべては終わつたというふうな意識もあつて、この工事完了届がなかなか励行されないのではないか。これについてはいろいろな機会をとらえて、特定行政庁等を通じてその工事完了届の励行を指導しているところでございますが、なかなか十分な効果に至らないというのが現状でございます。

○西ヶ久保重光君 完了検査をしないために何か後で、事後にトラブル等が起こるといふ事例はないのか。

○政府委員(松谷重一郎君) 完了検査をいたしまして、その時点で建築基準法等建築関係法令に不適合なところがあつたという場合がありますと、その時点で修理を命じるわけでございますが、完了検査がございませんとするいう建築法令に不適合であるかどうかということがわかりませんので、でき上がった後、入居、まあたとえばマンション等で入居をいたします。その後その不適合なところが発見されてトラブルが起こるといふような例はそう多くはございませませんが、ときにございませう。

○西ヶ久保重光君 違反建築物は建築物自体の安全性に問題があるだけでなく周辺環境の悪化を招くこともある。この違反建築物に対してどのよ

うな指導監督を行っているのか、またそういったものはかなり数があるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(松谷重一郎君) 違反建築物の発生件数は次第に減少をしております。昭和四十七年度で六万四千件ございましたが、昭和五十六年度では二万五千五百件余ということで相当減少を見ております。しかしながら、なお相当数の違反建築物があることは御指摘のとおりでございます。

そこで、違反建築物の是正につきましては、各特定行政庁におきまして、通常まづ是正の行政指導を行います。これに従わないような悪質なものに對しましては、建築基準法第九條の規定によりまして工事施工停止あるいは使用禁止、除却等を命じ、さらにこの命令を履行しない等の場合におきましては行政代執行を行うこととしております。なおまた、必要に応じて告発も行うこととしております。昭和五十六年度におきましては、建築基準法第九條の規定による命令をした建築物の件数は九百四十九件、行政代執行の手続をとつた建築物の件数が一件、告発件数が十八件となっております。

なお、違反建築はやはり未然に防止をする必要があるわけでございます。このため違反建築防止週間等の機会を通じて国民への建築基準法の周知徹底等を行い、また建築監視員等によりまして建築工事現場の巡回監視、指導等の励行を努めるよう指導しているところでございます。

○西ヶ久保重光君 違反建築物は、僕は木造建築物よりも鉄筋その他木造建築以外の建築物に多いような気がするのだが、これは建設省でわかるからぬは別だが、どうだこの点は。木造建築よりも木造建築以外の建築物に非常に多いと、こういう点はどうですか。

○政府委員(松谷重一郎君) いま手元にちよつと資料がございませませんが、件数から言えれば恐らく木造建築物についての違反の方が他の鉄筋コンクリートと鉄骨建築物等の構造の建築物の違反よりも多いのじゃないか。特に木造建築物といひます

とその大部分が住宅になりますが、住宅の場合に確認申請上の手続をとらない無届けで建築をする場合が多く見られます。そういうものがやはりどうしても小さな木造住宅の建築物に多いわけでございます。そういうことから言へば、大規模な鉄筋コンクリート造等の建築物よりは相当木造建築物の違反の方が多いんじゃないかというふうに考えております。

○西ヶ久保重光君 確実な数はわからないと思うんですが、僕はまた反対に木造以外が多いと思つたんだが、今度木造建築士の法が改正されるようになって、まず木造建築士の皆さん方もひとつその点は十二分に心して、いわゆるりっぱな国家的な資格を得るといふ機会を通じて、一層今後御精進願いたいと思う。

発見された違反建築物に対する工事停止命令あるいは是正命令等の措置は、これは迅速に行つてもらわなくてはならぬと思うんです。

ところで、違反建築物の建築等に関与した建築士及び建築業者、宅建業者等への処分、監督は適正に行われているかどうか、悪質な業者はどんな氏名を公表して厳正な措置をとるべきであると思ふが、この点はいかがか。

○政府委員(松谷重一郎君) 違反建築に関与いたしました建築士あるいは建設業者あるいは宅地建物取引業者に対する措置といひましては、建築基準法の第九條の規定による違反是正等の命令を行った場合には、特定行政庁はこういう設計者、監理者等の氏名をそれぞれの監督行政庁に通知をするということになっております。通知をいたしました場合、当該監督行政庁はその通知を受けまして、それぞれの法律による処分等必要な措置を講ずることとなっております。今後ともその適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○西ヶ久保重光君 最後に、ひとつ建設大臣に締めくくりに御答弁をお願いして終わります。いままで建築士法の改正についていろいろ質問してまいりました。冒頭にも申しましたように、

大変私も喜ぶべき一つのものと受けとめております。どうかひとつこれを確かな運営によつて、いわゆる日本の特徴ある建物である木造建築がますます多く建てられ、しかもりっぱなものが建つような御指導をお願いしたいと思います。

建築士法、建築基準法とも建築行政を支える大きな二本の柱であります。建築基準法は時代、技術の進歩に合わせて適宜改正されてきました。しかし、建築士法の本格的な改正は今回が初めてであります。昭和二十五年の建築士法制定以来、建築士法をめぐつてはさまざまな改正論議が行われてきました。

そこで最後に、建築士法のこれからあるべき姿、方向について建設大臣から総合的見解をお聞きして、私の質問を終わります。

○国務大臣(内海英男君) 近年の建築物の大規模化、多様化、さらに建築技術の高度化、こういったものに的確に対応して建築物の質の向上を図るためには、今後とも設計、工事監理等を行う建築士の役割りはますます重要であると考えております。

このため、建築審議会の御答申でも指摘されておりますように、設計、工事業務の高度化、専門分化等の進展に対応いたしますとともに、建築士事務所につきましても必要な規定の整備を図るなど、建築士の業務のより適切な遂行を確保するため、建築士法のあり方につきまして今後とも検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○三木忠雄君 法案の審議に入る前に、中身の前に二、三伺つておきたいと思ふんです。

まず最初に、公共事業の問題で、二、三ちよつと伺つておきたいと思ふんです。

まあ、例年景気対策という問題になつてくると公共事業の前倒しという問題がいつも例に上がつてくるわけですね。お題目のように上がつてくるわけですね。建設省も迷惑なのかあがたいのかどつちかわからぬ。この公共事業の前倒し、今年度

は七二・五%ですか、これが前倒しをする、こういう計画になっているのでありますけれども、この契約の中身というか、前倒しの内容というか、どういう方向でこの七二・五%の契約対象にしようとしているのか、まず最初に伺っておきたい。

○国務大臣(内海英男君) 今年度の公共事業につきましては、上半期末の契約目標率を七〇%以上可能な限り執行し、促進する旨の経済対策閣僚会議及び閣議決定を踏まえまして、関係省庁の間で具体的な契約目標を検討した結果、国全体としての公共事業につきましては、上半期契約目標率を七二・五%、そのうち建設省の所管事業につきましては七四・五%として、執行の促進を図ることとしておるところでございます。

○三木忠雄君 そうしますと、契約金額にして約九兆六千億程度になってくるわけですね。これはまあ考えますと、四年間実質伸び率ゼロというか、あるいはむしろ一兆円ぐらい減っているんじゃないか、こういうふうな計算をされるわけですね。そういったしますと、具体的に受注量が中小企業等を含めて相当減少してくることは、これは目に見えているわけですね。この受注難の問題についてはどういう対応を、特に中小企業等の問題について考えているのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

○国務大臣(内海英男君) 建設省といたしましては、かねてから所管事項の執行に当たりまして、発注基準の遵守、分割発注の推進、共同請負制度の活用等の手段によりまして、地元建設業者等中小建設業者の受注の機会を確保することに努めてまいってきたところでございます。昭和五十八年度所管事項の執行に当たりまして、関係機関に對しまして、先般、事務次官通達によりましてこの旨を指導したところでございます。

なお、昭和五十八年度の中小企業者に対する受注目標、これにつきましてはまだ定められておりませんけれども、例年の例で申し上げますと、七月ごろの閣議において決定されるということになります。

るものと思われれます。具体的な発注目標の設定に当たりましては、事業の効率的施行に配慮しつつ、中小業者の受注の機会の確保の必要性についても十分配慮してまいりたいと考えております。閣議におきまして、昭和五十八年度の受注目標が決定されれば、それを達成するように努力をしまいたいと考えておるわけでございます。

○三木忠雄君 これは、ちょっと余談なことですが、けれども、大臣、この七月に閣僚会議をやるんですね。中小企業への公共事業の発注は大体八、九月ごろに受ける。特に四月から大体六月、七月ごろまでは大体公共事業がないわけですね。この間が非常に中小企業関係、たとえば道路の舗装とかあるいは公共事業を主体的に九〇%やっている中小企業等の問題は、この間は全然仕事がない。用務員も労働員も全部、何というか遊ばしているという感じになってきているわけですね。ところが、前年度の一月、二月、三月のころは掘ったり埋めたりして大変なんですよ。これはもう少しならぬかに何とかならぬかということをお前は前から言っているんですけれども、これはどうですか。

○国務大臣(内海英男君) 先生も御承知のとおり、昨年の十二月二十五日に補正予算案を通過していただきまして、それに債務負担行為あるいは災害の早期発注というものを含めまして二兆七千億といたった公共事業をやるということにしていたいたわけでございます。したがって、いつもの例でまいりますと四、五月、六月にかけまして御指摘のように仕事が切れるおそれがあったわけでございますが、その補正予算のおかげでことしは四、五、六も余り切れ間がなく仕事が出ておる、こういうふうな私どもは報告を受けておるわけでございます。

○三木忠雄君 これは建設省、国の事業等についてはそうかもしれないですね。しかし、各都道府県の発注の問題等も一遍やっぱ建設省として指導された方がいいんじゃないかあるいはよく相談をするというか、指導だけで一括にやれるわけに

いかないと思ひますけれども、地方自治体が発注する公共事業等の問題についても、やはり四月――六月初の端境期というか、設計等の問題があるって、私、技術的な問題、いろいろな隘路はあろうと思ひますけれども、これはやはりならぬかに平均的にやれるような体制を、仕組みを、きょう言つてあすからやれというそんな無理なことは言いませんけれども、そういう方向はやはり地方公共団体等の発注についても考えるべきじゃないかという意見を申し上げておきたいと思ひます。うんですけれども、大臣の一応御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(内海英男君) まことに御指摘のとおりだと思ひます。私も今後ともそういった方向になるように地方公共団体とも話を詰めてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○三木忠雄君 それから、前倒しの内容ですね、景気浮揚の対策としては住宅の問題であるとかあるいは街路の整備とかあるいは河川の改修工事であるとか、こういう具体的、用地買収等に金をかけるのではなく、やはり景気、民間設備投資等もあるいは民間等にも波及ができるような投資効果があるような、そういう事業の方に主体的に前倒しをやつてもいいかと常々私たち要請をいたしているわけですね。こういう点についての状況はいかがですか。

○国務大臣(内海英男君) 先生の御指摘のような趣旨で私も仕事をやらせていただいておりますわけでございますが、何せ御案内のとおり、ここ四年ばかり公共事業が伸び率ゼロということでございますので、用地買収してありますストックもまだんだん種切れになるような傾向もあるということもございまして、多少は用地の手当てもしながら仕事をしていますと、四年間伸び率ゼロの中での用地の買収済みのストックが減ってきているということも事実でございますので、そういうところを見ながら事業の推進を図っていききたい、こう考えておるわけでございます。

○三木忠雄君 先日ですか、日経が何かで報道されていたと思うんです。これは余談の問題で質問通告等している問題じゃないんですけれども、公共の事業等の問題についても民間の出資等仰いで公共事業の拡大を図っていききたいというか、ちょっと趣旨が違つてもいいかもしれませんけれども、民間資金の導入等も含めた合体で公共事業等の推進ですか、そういう問題をやりたいという計画審議会ですとか、調査会ができたという話なんですけれども、ここのいささつがもしおわかりでありますたら、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(豊蔵一君) 公共的な事業につきましては民間の活力を大いに活用していくという方向でございます、最近の国の財政事情が非常に厳しくなつてまいっております現況の中で、そのようなことが可能性あるものならば、これを現実化させていくということが総合的な経済対策の上でも必要であり、結構なことではないかと御議論があることは承知いたしております。

そういうようなものを踏まえまして、私ども政府の経済対策閣僚会議におきまして、先ほど御質問がありました上半期の公共事業の前倒し執行、そのほかいろいろな項目の方針を決めたわけでございますが、その最後の方に今後取り組むべき課題といたしまして、公共の事業について民間活力導入の方針につきましても検討していこうじゃないかということが定められております。もちろん、問題は非常に広範多岐にわたりますので、直ちに公共的な仕事は民間にやっていただけというわけにはまいらぬかと思ひますが、このような方向を踏まえまして、私どもの部内においても検討を進めております。

また一方、民間の方におきましても、民間の各業界が協力されましていわゆるJAPICと申しまして財団法人を設立して、こういった問題についても研究を進めていこう、そして民間の方でできるものがあればそれを実現の方途へ向けていこうじゃないかということで勉強が始まっておりますというふうな状況でございます。

○三木忠雄君 それに並行して、海外事業の発注

の問題はどういうふうな方向になっているのか。クレームの問題で私いろいろ業界から聞くんですけれども、外国との競争入札になりますと、絶えずクレーム等の問題で日本がマイナス点が多い、理解もされないんじゃないかというように点が非常にあります。最近アメリカ等でも建築物建たかえ等が非常に問題になってきているわけですね。これらの問題は、何か具体的な問題がわかりでなければ教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(永田良雄君) 海外建設についてどう考えているかというお話でございます。

御承知のように、国内の公共工事あるいは建設投資が毎年伸びていまして、したがって、建設関係業界ではできるだけ海外へ出ていって仕事を受注していきたいという要望がきわめて強くなっております。それそれかなり各企業努力してまいりました結果、五十六年度では五十五年度の約七割ぐらゐの増、全体で八千七百億ぐらゐの受注を取りました。五十七年度はまだ最終の結は出ておりませんが、やはりそう大幅ではありませんが、それにさらに上乗せするような受注を取れると思っております。

ただ問題は、海外の場合は御指摘のように大変トラブルが起きかねません。たとえば、現実いま一番問題になっておりますのは、イラクでの仕事をいろいろやっておりますが、イラク政府が戦争の結果、支払いができませんのちよつと延ばしてくれというお話なんかが出てまいります。その場合に、一体どうするかという問題がいま出てきているわけでございます。そのほかにも、たとえばイランで工事をやっておいた場合のIJPCの問題なんかも出てくるわけでございます。

そういった問題をスムーズにいかせるためにどうしたらいいかということ、海外建設受注全体についての問題を、昨年の三月に私どもで基本問題調査会というのをつくりまして鋭意検討をいたしてきております。その中で取り上げるべきもので中間報告を受けまして、予算の中でも取り

上げておりますし、今後とも長期的に検討はしていきたいというふうに思っておりますが、いざいざにいたしても、国内が全体としていままでのように需要が大幅に伸びるという状況にない以上は、そういう点にもっと真剣な対策を考えていかなきゃいかぬというふうに考えておるところでございます。

○三木忠雄君 これはもうぜひとも、海外受注の確保の問題等について建設省は本格的に取り組みをされていると思えますけれども、さらに一層の努力をしていただきたいということを強く要請をしておきたいと思ふんです。

それで、中小企業への前倒し等の問題に関しまして、中小企業への発注という問題が五十六年、五十七年等に比べてくると、また減ってくるんじゃないかという発注のいんげん内容等の問題はあろうかと思ひますけれども、この受注量の確保等の問題については建設省はどういう考え方でおりますか。

○政府委員(豊蔵一君) 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、五十八年度の中小企業向けの発注目標につきましては、現在政府部内で資料等取りまとめるところでございます。おおよそ七月ごろには政府全体としての目標が閣議で決定されることになろうかと思っております。

もちろんのこと、私も似たしましては、従来かなり高い目標を掲げまして、実績もその目標を上回る実績を上げております。したがって、五十八年度、現在まだ定められてはおりませんが、十分中小企業向けの発注には配慮しながら、年度の前半におきましてかなりの高い率での発注ができるものと考えて、管下の地方支分部局あるいは公共団体等指導いたしているところでございます。

○三木忠雄君 それはぜひとも中小企業への発注の問題、総量が減ってきているわけですから、非常に厳しいとは思ひますけれども、特段の配慮を払ってもらいたいと思ひます。

それから次に、住宅建設の問題で、二点伺っております。今後とも長期的に検討はしていきたいというふうに思っておりますが、いざいざにいたしても、国内が全体としていままでのように需要が大幅に伸びるという状況にない以上は、そういう点にもっと真剣な対策を考えていかなきゃいかぬというふうに考えておるところでございます。

○三木忠雄君 これはもうぜひとも、海外受注の確保の問題等について建設省は本格的に取り組みをされていると思えますけれども、さらに一層の努力をしていただきたいということを強く要請をしておきたいと思ふんです。

それで、中小企業への前倒し等の問題に関しまして、中小企業への発注という問題が五十六年、五十七年等に比べてくると、また減ってくるんじゃないかという発注のいんげん内容等の問題はあろうかと思ひますけれども、この受注量の確保等の問題については建設省はどういう考え方でおりますか。

○政府委員(松谷孝一郎君) 五十八年度の住宅建設を取り巻く環境は、なお地価、所得等厳しいものがございまして、しかしながら、五十八年度の予算におきまして住宅金融公庫の個人住宅建設の無抽せん体制の維持や貸付限度額の引き上げ、あるいは既存住宅貸し付けの拡充、すなわち従来マンションにのみ貸し付けを行ってまいりましたが、それを一戸建て住宅等にも拡充するということが、あるいは増築改築等について限度額を引き上げる等々のこと、あるいは税制におきましても住宅取得控除の大幅な改善を行うことによりまして、ほぼ五十七年度並み、すなわち百十六万戸程度の住宅の建設になるのではないかと考えております。

○三木忠雄君 住宅問題は土地対策の問題だと思ふんです。そこで、中曽根さんがいろいろ案を出しているんじゃないかと思ふんですけれども、この案が適当なのかどうか。法令の整備とか、あるいは対策等も未消化のままにばつとアドバンスを上げたんじゃないかと思ひます。

○政府委員(内海英男君) 総理を中心としたしまして関係閣僚会議がございまして、その中で住宅の推進あるいは都市の再開発も含めまして、法令その他規制の緩和、こういうことが論議されてそれをやろうということになったことは事実でございます。

したがって、中曽根総理からは再開発の推進策を検討するよう指示があったわけでございます。四月五日に決定されました経済対策におきまして、民間における都市再開発等の推進に係る条件整備を行うことが盛り込まれたわけでございます。

これを受けて四月八日、都市整備、住宅建設の推進を図るために建設省の省内に事務次官を長といたします都市対策推進委員会というものを設けまして、民間再開発の推進に資する都市計画、建築規制の緩和、国有地等の活用による再開発等の推進につきまして検討を進めることといたしました。七月を目途に一応の結論を出そうというところで現在検討を進めているところでございます。

○三木忠雄君 まあ総理が何を言うのも自由ですが、建設省だってやっぱり今日までずっと積み重ねていろいろ計画を持ってやってきているわけでしょう。金さえ来れば建設省の省内だって優秀な人がいっぱいいるんだから、何でもやることがいっぱいあるはずですよ。総理が急に、選挙のアドバンスとは言いたくないけれども、ばかばかしく上げてそれを急にやれと言ったって、建設省内部でがたがたするんじゃないかと思ふんです。毎年予算を組んで着実に最小限の予算の中でいろいろな仕事をやってきているわけでしょう。そこで一言言つてばつとできるんだから、建設省は今まで何もやってなかったとい

うことになりすよ。

これらの問題をもう少しやはり、総理が政策としてアドバンスを上げるのは——じゃ、果たして総理がアドバンスを上げた中で法令改正しなくてできる問題は何かあるんですか、もう国会も終わりますよ。

○国務大臣(内海英男君) いま検討しておるところでございますけれども、さしたあたり国鉄関係の、まあ遊休地と言っちゃ失礼かと思いますが、操車場の跡とか貨物駅の跡地であるとか、二、三そういうような話が具体的な問題として出てきておることも事実でございます。それをいかに有効に活用するかということで関係機関といま話を詰めておるといふことも、また事実でございます。

さしたあたりそんなことから始めまして、規制の緩和といふことにつきましては先生も御承知のとおり、大体が都道府県の持つておる仕事になつておるものから、中央でいきなりそういうことを打ち出しても、関係都道府県とのいろいろ協議を進めて、できるものから取り上げていくという以外に具体的には早急にどうということとはむずかしいと思ひます。

ただ、いま申し上げたように、国鉄関係の用地につきましても二、三そういった場所があるといふことで、国鉄やその他の関係者との話し合いも進めておることも、これは事実でございます。そんなところでございます。

○三木忠雄君 まあ国鉄の用地の問題が出たら、じゃ私、二、三聞きましょう。

これは派生して——わからなかつたらわからないで結構ですけれども、毎回住宅建設の促進とかいろいろな問題が出てくると、国鉄の遊休用地を活用しよう、山手線にふたをかぶせると、こういうような意見が出てくるわけですよ。私も五、六年前ですかね、住宅公団と国鉄がよく話を合つて、そして住宅建設をやればいいじゃないか、国鉄用地がいっぱいあると、有効活用で国鉄と両方いいろいろ研究合つてやつたらどうだといふ提言をしましたよ。ずいぶんいろいろやつてきたと思ひ

ますが、これは果敢でやつとできるんじゃないかと思うんですけれどもね、これも五、六年いろいろ整備等にかかつたと思ひますよ。

総理が今回打ち上げた国鉄用地の問題にしばらくいろいろ伺ひますけれども、たとえば用地が余つてゐるからそれを使えばいいじゃないかといふ、こういう考え方、確かに用地は有効に活用しなきゃならないといふことは私たちがわかるんです。しかし、国鉄はいま再建監理委員会の法案でどうするかといふことをいろいろ考へてゐるわけですよ。国鉄だつてやはり有効に増収を図つて再建に役立てなければならぬといふことを思つてゐるわけですよ。そのためには、法整備やいろいろやらなきゃならない問題は私は国鉄側にあると思ふんです。ただあいてゐるから建設省が取つてそこへ住宅を建ててしまふばいいんだといふわけにはいかないでしよう、これは。

総理が、目玉に東京と大阪に一つずつつくればいいんだという感じで、何でもかんでも住宅を建てれば景気対策になるんだ。確かにそうかもしれないけれども、やはり国鉄としては用地を有効に活用しながら、そしてそれを国鉄の増収計画といううか、再建計画に役立てなければならぬという至上命令がいま出されてゐるわけですよ。こういう点で、私は法整備等の問題をしっかりと関係当局等々と連絡し合つて、法改正すべき問題は法改正して、早く活用できるような方向を見出さなければならぬと思ふんです。

これは閣僚会議で、特に国務大臣という立場で、国家的見地に立つて国鉄の遊休用地をどういふふうを活用していくか、それが国鉄の再建のためになるためにはどうするかといういろいろな考え方をしなければ、ただ用地を売却しちゃつて民間デベロッパーに売つてしまふばそれでもいいんだという安易な政府の発想になつたならば、せっかく持つてゐる国有地といふか、公用地といふか、こういうものがむだになつてくる。

そこで、私は一点提言しておきたいんですけれども、住宅・都市整備公団は開発主体になつてい

ろいろ開発事業ができるわけです。ところが、国鉄があれだけ用地を持つておつても、国鉄というのほできないわけですよ。ここらでどういふ体制を見つけて国鉄の遊休用地を活用する方法を国鉄自体がやるのか、あるいはどういふ公団体制になるのか、いろいろな国鉄の事業法を改正するなり、私はいろいろ要求をしてゐるわけですよけれども、そういう問題をしながらこの住宅なり店舗なりいろいろなものを開発できるような形をとつていかなければならぬんじゃないかと思ふ。たとえば一例が、錦糸町の駅前なんかは九割は国鉄の用地です。わずかに一割を国鉄がもし買取できれば、一緒に地蔵のたけにもなる、あるいは増収計画にもなるといううううう問題があるわけですよ。

しかし、国鉄自身が開発事業主体になれない、こういうところには法改正しなければならぬネットワークの問題があると思ふんです。これは各省の縄張りがある、なかなかいろいろなむずかしい問題がある。これらの問題をやはり法改正をしながら増収につながるような計画、そして国のためになるような、国鉄の利益になるような考え方をしていかなければならぬんじゃないかと思ふんです。それが再建の一つの方途だと私もいろいろ言うわけですよ。

だからしたがって、ただあいてゐるから何でも使つて、そして住宅を建てて売つてしまふばいいんだといううう安易な発想で中曾根さんがやつてゐるとなれば、これは内海建設大臣として、そんな甘い考え方はいけませんというふうになつてしまふばいい。そして、やはりもっと日本の国有地を有効に活用して、税金がなるべく少なくて済むような方向を考へるために、国鉄の財政再建の一環として建設省も協力するあるいは運輸省も協力する、みんなが協力し合つて増収計画になるような有効活用をしていかなければならぬといふことを考へるわけでありすけれども、建設大臣いかがですか。

○国務大臣(内海英男君) 全く先生のおっしゃる

とおりでと思つております。

具体的に、国鉄その他関係機関との話し合いを進めておる中で、先生の御指摘のような同意見が相当強く出ておることは事実でございます。したがひまして、国鉄の用地が余つてゐるから、あいてゐるからそこへ簡単に計画を持つていこうといふことではなくて、国鉄の再建につながるようにな、あるいは事業主体をどこにするか、そんなこともあわせて具体的なきめ細かくいろいろ相談をいたしておるわけでございます。

まだ成案が出ておりませんので、総理の方にも具体的な御返事をしておりますけれども、具体的に折衝に当たりますとそう簡単ではないといふことをしみじみ私も承知いたしております。したがつて、ある程度のめどがつきましたら総理にもお話をし、こういう形でどういふことであるならばというううううことで御報告ができればといううううう、いま非常にむずかしいところでございますけれども、国鉄の再建につながる、それが有効に活用されるといううううう意味で国鉄とも、あるいは関係機関とも御相談をしております。

そう右から左に簡単にいかないといふことだけは先生御指摘のとおりでございます。

○三木忠雄君 非常に建設大臣御理解をいただいているので私は安心してゐるんだけれども、やっぱりそういう短絡的な発想だけはやめさしていただきたい。再建計画につながるように、遊休地を利用してやつていくという計画のためにどう法改正をしなければいけないか、どういふ点に国として対策を講じなければならぬかというところをよく検討してやつていただきたいといふことを強く要望しておきたいと思ふんです。

それから、都市再開発の問題で、本年度の予算程度では都市再開発のいろいろな促進ができないのではないかと一部の新聞で、来年度の予算で都市再開発の問題を最重点にして予算要求といううううう要請も新聞には報じられておりましたけれども、都市再開発を推進していくという立場から、やはり建設省としても積極的な対応をしてい

かなきやならない問題点が何点かあるんじゃないかと思うんですけれども、この点についてはいかがでございますか。

○政府委員(加瀬正蔵君) 都市の再開発をめぐりますいろいろな問題でございますが、まず都心部の高度利用につきましてもいろいろな制約条件が多うございまして、こういった点についての検討といひますか、そういうものをまずしなきゃいけないかと思ひます。

それから、再開発をする場合に、やはり都市の開発整備のプログラムの中で、どういふ地域をどういふ方向で再開発をしていくかという、さきに国会でも御審議をお願いいたしました都市再開発法で、都市再開発方針というものを二十二の都市で現在義務づけてつくるようになっておるわけでございますが、そういう再開発方針というものを都市計画の中で明確に示しまして、そういう方針に基づいて計画的な町づくりを進めていくという配慮が必要なかれと思ひます。

さらに、予算の絡みでは、現在ゼロシーリングのもとで非常に厳しい制約下にあるわけでございますが、再開発というものが都市の防災という観点からも、高度利用という観点からも、非常に重要な事業でございまして、できる限りこういう事業が伸びていくような雰囲気づくりといひます。予算の確保も含めまして、そういった面での努力をしていかなければいけないのではないかと、いろいろあいに考えております。

○三木忠雄君 それでは、法案の問題で、二点伺つておきたいと思ひますけれども、先ほどから御質疑が行われておりますので、あるいは衆議院でいろいろ質問された点についてもいろいろ私も聞いたり読んだりしておりますので、なるべく重複を避けて、一、二点だけ伺つておきたいと思ひますけれども、木造建築士の業務範囲を二百から三百に変えた、その点ですね。これは衆議院で修正をやつたんですけれども、やはりこの二百と三百との間にいろいろ問題点があつたと思ひますけれども、ここの経緯についてもう少し具体的に

的に説明願えますか。

○政府委員(松谷善一郎君) 新しく御提案してあります木造建築士の業務範囲につきましては、当初御提案で二百平米までと、百平米から二百平米までをその業務範囲とするということで提案をしていられるわけでございますが、その理由をいたしましては、木造建築物のシェアを棟数で見ますと、大体二百平米以下の木造建築物が全体の九七%を占めておるということ。それから、新しく木造建築士の資格者として想定されるであろう大工、棟梁の方々の技術能力から見ても、まあ百平米から二百平米程度の木造建築物がふさわしいのではないかと思はれる点、そういうような点から御提案をしたわけでございます。

これにつきましては、衆議院でいろいろ御審議の末修正をいたされたわけでございますが、その二百平米が三百平米になりまして、じゃ業務範囲がどの程度変わるかといひますと、シェアといったしましては九七%が九九%程度に上がるといふことで、全国的に見ますと二%程度でございます。棟数で言いますと一万六千棟程度でございます。ただ、それほど大きな違いはないと思ひます。ただ、二百を三百にすることによりまして、地方によりましては大きな木造の建物が建設されているところがございますので、そういうところにつきましては、そういった木造建築物について新しい資格の方の業務範囲にある程度大きく加わるという地域もあるかと思ひます。

ただ、二百まではできるが三百はなかなか容易ではないというふうなことがあるかどうかという点につきましては、まあそれほど大きな技術力の違いもないのではないかとと思ひますが、なおこれについては試験のときに、当然二百平米までの試験と三百平米までの資格試験ではその試験内容等が若干異なりますので、その点は十分考慮をした上で適正な試験を実施をいたしたいと思ひておるわけでございます。

来いろいろと言われておりましたけれども、これは建築士法の運営についていろいろ支障はないですか。

○政府委員(松谷善一郎君) 先生から御指摘がございましたように、若干建築士会等でこれについて、修正につきまして異論があつたといふことは事実でございます。ただ、先ほど西久保先生の御質問にもお答え申し上げましたように、公式には私どものところにそういった反対の御要請がございせんが、修正の趣旨につきまして十分関係団体に御説明をいたしまして、御了解を得た上で法の円滑な適用を図つてまいりたいと思ひております。

○三木忠雄君 この木造建築士の登場によつて、いままで二級建築士がいろいろやつておつたわけでしょう。これでまた一級建築士、二級建築士、木造建築士と、こういう形になつて、何か屋上屋を重ねるような感じになつてきまして、二級建築士の存在価値が薄くなつてきたんじゃないかといふような感じを受けるんですけれども、これはいかがですか。

○政府委員(松谷善一郎君) 二級建築士につきましては、たとえば木造の建築物の三階建ても全部できますし、その業務範囲になつておりますし、それから三百平米以上の建物も業務範囲になつておる。また、木造以外の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建物につきましても、ある一定の規模のもとにその業務範囲になつております。相当大きな業務範囲でございまして、このたびのように木造建築士という資格、すなわち木造の建築物で、修正を考へましても、百平米から三百平米までの一、二階建ての木造建築物についてその木造建築士の資格が与えられて、特に二級建築士の業務が狭まるということはないと思ひますし、また二級建築士の業務範囲は従前どおりでございます。二百平米から三百平米の木造一、二階建て建築物についても、これは二級建築士でも従前どおりできるわけでございますので、そういう意味では特に業務を大きく阻害するといふようなことは

ないのではないだろうかというように考えております。

○三木忠雄君 それから、建築士の試験の実施方法あるいは実態、これはどういふふうな方向に具体的に考へておるんですか。

○政府委員(松谷善一郎君) 木造建築士の試験につきましては、当然その想定される方々が大工、棟梁の方々でございまして、そういった方々の知識、技能、経験が十分反映できるような試験をいたしたいと思ひております。そのため高度な構造計算でありますとか、あるいは複雑な設備でありますとか、そういうようなものの試験というものは考へておりません。百平米から三百平米までの木造建築物、特にいま住宅を主とした建築物についての木工、棟梁の方々の技能、経験が十分反映できるような試験を実施したいと思ひております。

○三木忠雄君 いままでの技術、技能が有効に生かされるような方向の試験を重視していただきたといふことを要請しておきたいと思ひます。それから建築設備士の問題ですね、何かいろいろ議論にいままでもなつておるようですけれども、この問題については何か現在までの状況がわかりましたら教えていただきたと思ひます。

○政府委員(松谷善一郎君) 建築設備士という新しい資格を設けてはどうかという御提言が、本年一月の建築審議会の第一次の御答申でございまして、それについてはこのたびの法改正の途中におきましても十分検討したわけでございますが、従来の建築士制度とのかかわり合い等においていまだ基本的な検討を進める部分があるというふうなことで、新しい資格を設けるということではなかつて、このたびの法改正提案の中にございまして、建築士が建築物について、特に相応の大規模の建築物につきまして建築設備について建設大臣が定める資格を有する方の意見を聞いて設備、設計を行いました場合には、その方々の氏名を添付するといふようなことで、いましばらくは建築設備の方々と建築士との協力関係を法の執行

の中で規定していったらいかかというように考
えている次第でございます。

○三木忠雄君 ちよっとお聞きしたいんですけ
れども、世界の例として、日本は一級、二級、
今度は木造建築士と、こうなるんですけれども、
世界の各地でこの建築士制度というのは、こうい
う日本のように段階が分かれている建築士法とい
うのはあるんですか。参考までにおわかりであれ
ば教えてください。

○政府委員(松谷一郎君) 私も十分には存じま
せんが、イギリスではもちろん建築士制度はござ
います。それからフランスの場合は、建築士と言
うよりはアルシテクトという制度がございます。
ただこれは、正確ではございせんが、国家試験
ではないんじゃないかと思ひます。ただ、フラ
ンスのアルシテクトの場合には、いわゆる意匠設
計を行う方がアルシテクトでございまして、実
際の構造計算等を行う方については別途の制度が
ございまして、その他アメリカ、ドイツ等の先進諸
国でも建築士の制度はあると思ひますが、細かく
どう分類されているかという点についてはちよっ
と現在のところまだ十分に把握しておりません。

○三木忠雄君 最後に、この法改正に関連して消
防庁との関係、消防法との関係ですね、いろんな
問題についての詰めは行ったと思うんですけれど
も、これらの問題についてはどのような作業が行
われたんですか。話し合い、調整等の問題がどの
ように行われたか。

○政府委員(松谷一郎君) 消防庁との間では、
建築基準法に定めております確認に際しての消防
長の同意につきまして、このたびの法改正により
まして建築主事が確認すべき事項を合理化をいた
しまして、建築士の活用によって省略ができると
しております。したがって、そういうような
建築物あるいはそういうような事項につきましては
は原則として消防長の同意も必要とせず、確認申
請がある場合に建築主事から消防長の方に通知を
するというところでこのたびの法改正の提案をする
というところで話し合いがまとまったものでござい

ます。

○委員長(片岡勝治君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(片岡勝治君) ただいまから建設委員会
を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
ただいま栗林卓司君が委員を辞任され、その補
欠として井上計君が選任されました。

○委員長(片岡勝治君) 休憩前に引き続き、建築
士法及び建築基準法の一部を改正する法律案を議
題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○上田耕一郎君 建築士法及び建築基準法の一部
改正案とそれから東京の外環道路問題について質
問したいと思ひます。

まず、午前中から審議のありましたこの法案の
修正点ですが、私どもも今度の衆議院の修正につ
いては賛成です。全国で百万人の無資格の大工さ
んや棟梁さんがいらつしやる、その方々が試験を
受けて資格を取り事務所をつくれれば、設計、工事
監理の業務を行うことができるわけで、要望を受
け入れたものだと思ひますが、小規模という原案
の名前はやはりマイナスイメージがあるという声
が多かつたし、そのマイナスイメージを生みかね
ない小規模が取れ、また二百平米が三百平米まで
ということになりますと、やはりこれは非常に積
極的な改正点だと思ひます。

なお、先ほどの質問で住宅局長の答弁の中に、
ちよっと私の聞き違ひがあつたかもしれません
が、二百平米から三百平米までについては試験問
題について何か特別に考慮する——考慮すると言
われたかな、ちよっとそういう答弁をされました
よね。技術的に二百平米以下と三百平米までのあ

れにちよっと差があるかのような答弁をされまし
たが、そうすると、まさか木造建築士に二百平米
までと、その上できる人と差ができるわけじゃな
いんでしょ。法案には一切そういうことを書いて
ないんですが、私の聞き違ひかもしれません
が、ちよっと気になったので、まずお答えいただ
きたいと思ひます。

○政府委員(松谷一郎君) 若干仮定のことでご
ざいます。当初提案したときは木造建築士の業
務範囲が二百平米から二百平米、これが修正されま
して三百平米ということになれば、少なくとも当
初考えていた試験のレベルから若干高いレベルに
も考える必要があるということではござい
まして、別に差をつけるとかそういうことではござい
ません。

○上田耕一郎君 当然そうだと思ひますね。
それから、全建連からの要望が幾つか出てい
て、西ヶ久保委員からも取り上げられましたが、
要望の二つは修正で入つたということで、三項
目目の試験問題「作成について大工・工務店等の
団体の意見を求めること」ということも、先ほ
どの答弁で大体そういう方向でやるということが
明らかになつたと思ひますが、全建連連の要望
の第四項目目に「一定規模以下の木造建築物に係
る施工管理等は木造建築士の業務範囲とし、さら
に新たな資格制度の創設は行わないこと。」とい
う項目があるんです。

これは恐らく、たとえ五十八年度の建設省計
画局の予算説明資料の十五ページに「技術検定の
拡充」という項目があつて、「建築施工管理の新
設」というようになつてゐるんですね。建設業
法の施行令の「技術検定の種目等」というのに
いままで「建設機械施工」、「土木施工管理」、「管
工事施工管理」、「造園施工管理」とあつたんです
が、それに一つ「建築施工管理の新設」という
のが予算の中に入つてゐるわけですが、こういう
ことをあるいは全建連連の方なども考えに入れて
いるんじゃないかと思ひますが、これは木造建
築にはかわりがないことなので、この要望の第

四項目にある「新たな資格制度の創設は行わな
い」ということは大体そのとおりだと思ひます。
が、ちよっと御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(永田良雄君) 今回の建築士法等の一
部改正案に対する衆議院の建設委員会の附帯決議
で、御指摘のとおり「一定規模以下の木造建築物
の施工管理に関しては、今後、新たな資格制度を
設けないよう努めること」という附帯決議がさ
れまして、建設業法の技術検定の面でもこの点
については十分尊重してまいる所存でございま
す。

○上田耕一郎君 以上で修正点についての質疑は
終わりますが、改正案については、私どもも、た
とえば定期的な報告制度を義務づけられていた特
殊建築物に新たに事務所等が加わつたという点
は、改善点として積極的にこれは賛成します。

なお、衆議院でも共産党として問題にした幾つ
かの問題点があるんですが、一つは木造プレハブ
住宅、木造二階建ての五十平米以下、非木造で平
屋二百平米以下、これについて若干条件あります
が、建築確認、検査の除外が入つたわけですね。
これはこれまで事実上必要だったということな
んですが、建築主事の確認と検査が行われるとい
うたまたまになつてゐるからこそ手抜きしない
ということが決まつてしまつと、手抜きのおそれ
が無でなくなるかもしれぬということが指摘され
てゐるわけですね。消費者の側から言つとトラブル
など発生したときに行政側のやっぱり責任を問う
ということにもなりかねないんですが、こういう
問題点について建設省としてどう考えているのか
が一点です。

それから二点目は、建築士試験について民間移
管が行われることになりまして、それが質の低下
につながるおそれはないかということなども指摘
されているわけですね。この二点について
答弁をお願いしたいと思います。
○政府委員(松谷一郎君) まず第一点でござい
ますが、従来建築基準法に基づきまして建築主事

が確認を行っていた。その行っていた部分をこのたびの法改正によりまして、一部分でございすが、省略を、確認を行わないことができるようにした。それによって手抜きが起らないかということでもございすが、これにつきましては、そういった小規模の建築物のうちでも、特に設計上現在すでにその設計の中身が常識化され、技術も定着化しております事項に限りまして簡素化ができるということにしております。

たとえて申し上げますと、小規模の住宅等で階段の上げ踏み面の規定でありますとか、あるいは採光の規定でありますとか、あるいは一部の建築物の場合には内装の規定でありますとか、そういうような規定でございまして、そういうような点につきましては、特に建築主事の確認がなくても現在ほとんど十分に施工されておりますし、また建築士の常識としてもそういう事項は十分実施することということが技術上の常識となっておりますので、私どもといたしましては主事の確認がなくてもこれが手抜きになるといふことはないとはいふように考えております。

また、第二点に、御指摘になりました第二点と関連をいたしますが、建築士の活用をあわせて図るわけでございまして、建築士の活用につきましては、建築士法の改正によって、従来ございせんでした建築士事務所について戒告の規定を設けるとか、あるいは建築士につきましても、従来は建築基準法等の法令に違反した場合、罰金の刑に処せられたときに初めて建築士に対する懲戒等が行われるということになっておりましたのをさらに強化いたしまして、建築関係法令に違反するときはそういう措置がとれるようにするとか、あるいは建築士全体の質の向上を行うために、建設大臣あるいは都道府県知事等が研修等の教育を行うよう努めるとかというようなことで、建築士全体の質の向上を図る規定もあわせてこのたび法改正で提案をしておりますので、そういう点はないものと考えております。

○上田耕一郎君 大臣、ひとつお答えをいただき

たいんですが、いま大工さんたち、この不況の中で年間の新築件数が非常に減っております。仕事がないことで苦しんでおる、増築、改築などの仕事をふやさざるを得ない。ところが、そういう大工さんたちの仕事の分野にも大手が食い込んでくる事態なんかあるので、今度の木造建築士の新設が、そういう大工さんや棟梁さん方の不況の中の仕事を上向きにしていくな方向に運用をする努力を建設大臣としてもぜひお願いをしたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(内海英男君) 御指摘のように、従来大工、棟梁といった立場で仕事をやってこられた方々に木造建築士という資格を与えることによって、責任を持った立場で今後木造建築に取り組んでいただく、こういう趣旨が込められておることでもございまして、政府も住宅建設を促進することによって一応景気回復のてこ入れにしたいというふうなぐらゐな気持ちで施策を進めておるわけでございまして。

したがいまして、増改築を含めまして、今後住宅建設につきましては積極的に施策が進められる段階におきまして、できるだけこういふ木造建築士になられる方、また従来大工、棟梁といったような立場の方が仕事にできるだけ携わることの機会が多くなるように私どもとしては今後一層努めてまいりたい、こういう考え方で一面この法律も御審議を願っております、こういうふうな気持ちであることもお答え申し上げておく次第でござい

○上田耕一郎君 さて、この建築士法、建築基準法の歴史ですけれども、制定されてから三十余年たつていわけです。で、今度の法改正は抜本的改正だというふうになつていわけですね。いままで建築基準法の改正経過を見ますと、四十五年に違反建築対策の改正経過を見て、五十二年防災と日照対策、五十五年地区計画制度、それで今度の改正というんですけれども、三十数年ぶりの抜本的な改正というふうになつていわけですね。

で、三十数年の間にいろんな問題点が、やってみると出てきているわけで、それに対応した改正がこれまで三回行われていると思ひますが、今度抜本改正をうたうについては、建設省としては、これではいまだあちこちで指摘されている問題点は大体今度の改正で尽くしたんだと、しばらくは改正の必要もうないという自信をお持ちなのかどうか。どういふ立場でやりになったのか、お答えいただきたい。

○政府委員(松谷善一郎君) お答え申し上げます。建築基準法の改正につきましては、そのときどきの社会の事情の変化がございまして、それに対応していろいろな建築物の技術的な基準等の強化あるいは緩和等の改正を行い、また技術の進歩に応じましてそういった改正、緩和を行ってきたわけでございまして。このたびの改正は、建築士法とあわせまして、建築基準法につきましては、確認、検査等の業務の合理化を図ることによりまして建築基準法の行政執行の合理化を図つていこう、強化を図ろうというところでございまして、実体的な規定につきましての改正については今回は触れておりません。

したがいまして、今後再び社会事情の変化あるいは技術進歩等のあることがあれば、その時点で再び改正の必要がある場合もあるかというふうに考えております。

○上田耕一郎君 まだあろうかと思はれると言ふんですが、私ひとつ問題にしたいのは、違反建築問題なんですね。

今度の改正に至る経過と提言を調べてみますと、行管庁が五十八年一月と、建築審議会が同じく一月答申があつて、第二次臨調が五十八年三月に出ているわけですね。この三つが主なものだと、こう言われているんです。ところが調べてみると、どうも建築審議会のは、諮問した対象自体が包括的なものでなかつたのかもしれないけれども、余り総合的、全般的なもののように読めないんですね。最も総合的に勧告を出してい

ると私が思ひましたのは、行管庁の五十八年一月の勧告なんです。

この行管庁の勧告の中でも、違反建築問題ですね、これはかなり厳しい指摘があるので私は驚いたんですが、たとえば違反建築、これは発見は住民通報に依存しているものが多い。パトロールやうんですね。年々減少してきてはいるが、建築率違反等の実体的な技術基準に抵触の違反はそれほど減少してない。手続のやつは減っているようにだけれども、実体的な違反の方は減っていないと、こう書いてある。それから命令措置は、第九条に基づく命令措置も四九%にすぎない。ほとんど消極的で、口頭による改善指導にとどまっています。大体命令出すのも口頭だということですね。で、是正率は五一%というんですね。実例がいろいろ出ていますけれども、発見しているいろいろ言つたけれども、だめだ。是正がされないまま一棟入居、使用禁止の立て看板設置したけれども、立て看板が除去されてまた入居済みと、是正困難なという実例がずっと出ていわけですね。

それで、これは私は、違反建築物というののはやはり大問題だと思ふんです。これは社会的にも環境問題としても非常に大きな問題である、大体法律違反になつていわけですから。確かに四十五年に大改正が行われてから件数を見ますと、おかしいんですね。改正やつた二年後の四十七年が一番多くて六万四千件でぐっと上がりまして、それから大分減つていわけですね。法律の効果が出たんでしょうけれども、それで五十六年度二万五千件。ところが、二万五千件のうち九条命令が出されたのは九百四十九件というのだから、ほとんど放置されている実情がこれにあつて、一番多いのは建築率違反だと思ふんです。

行管庁の勧告は、早期発見のための重点的な監視、積極かつ迅速な是正命令、いつも同じことを言っていると思うんですが、実際にしかし四十五年の改正で、パトロールその他、その他決めた

ほとんど住民通報によるというような報告が出て
いるわけなんだが、建設省としてはこの違反建築
問題についてどういう対策をとろうとしているの
か、あるいは法改正の必要はないと思われている
のか、この点お答えいただきたい。

○政府委員(松谷一郎君) お答え申し上げます。
違反建築の状況につきましては、ただいま先生
の御指摘のとおり、まだ十分な解決を示してない
ところがございます。しかしながら、ただいまの
お話のように、四十七年六万四千件ございました
ものが四十五年の法改正の結果、その他いろいろ
の努力によりまして、五十六年度は二万五千五百
十八件と、相当減少を見るに至っております。こ
の違反建築物の発生につきましては、もちろん住
民からの通報等もございしますが、違反建築対策班
をある程度大きな特定行政庁におきましてはつく
りまして、常時パトロールをして違反建築物の発
見に努めておる、その結果によるところも大きい
ものがあると思っております。

ただいま先生の御指摘のように、違反建築物対
策といたしましては昭和四十五年に建築基準法の
改正を行っております、行政代執行の要件につ
きまして、建築基準法の九条命令等により行政代
執行をする場合には、九条命令と関連して行いま
す場合には要件を緩和する。それから違反建築で
あるという標識の設置あるいは建築監視員の創
設、それから違反建築物の設計者等に対する措置
等の規定を設けたものでございます。それにより
まして、ただいま申し上げましたように、若干す
つではあります、違反建築物の数が減ってきた
のではないかと考えております。

なお、しかしながらまだ十分ではないことは御
指摘のとおりでございます。そこで、法の運用に
おきまして、まず違反建築物が起らないように
未然の防止対策を行う。そのためには建築基準法
の趣旨の徹底を行うよう各特定行政庁を指導して
いるところでございます。それからまた、そうは
言いません、建築基準法の執行体制が、たとえ

ば建築行政職員が全国で七千人弱というような状
況でございますし、建築確認に携わる建築主事の
数も千三百人程度でございます。一人当たり年
間の確認処理件数は八百件を超えておるといふよ
うな状況でございます。こういふ建築行政職
員が抜本的に改善されない限り直ちに違反建築物
の数が激減するということとはなかなかむずかし
ろうと存じます。

そこで、このたびの法改正で御提案申し上げま
したように、建築基準法の執行につきましてでき
るだけこれを重点的に執行することにする。すなわ
ち、特殊建築物等の災害等が発生しないようにそ
ののための違反建築物措置を行う。一般の小規模な
住宅建築等につきましては、かつ軽微な建築基準法
の規定等については確認検査の対象から外して、
確認検査を合理化する。それによって余ったとい
いますか、活用できる行政職員を特殊建築物等の
防災その他大きな建築基準法違反あるいは執行を
妨げる種々の問題にそういふ職員を投入をして
いく、活用をするというふうなことで基準法執行
の重点的効率化を図ろうというものがこのたびの法
改正御提案の趣旨でございます。

○上田耕一郎君 特に、この違反建築の問題でも
う一つ大事なことは、完了検査の問題なんです。建
築基準法の七条で工事完了した日から四日以内に
届けなきゃならないと書いてあるわけでしょう。
ところが、検査済証の交付率は三分の一だとい
うんです。法律で決めてあつて罰則三万円ついて
いても三分の一だと。それで罰則規定はあるけれ
ども適用事例がないというんです。適用事例な
しとちゃんとこの行管庁の報告書に書いてある。
そうすると、法律で検査済みできあふせと決ま
っていても、三分の一しか出さなくて、罰金払
つた人は一人もないというのが現状だといふん
です。特に、私のところなんかにも訴えてこれら
れているのはマンションの場合です。マンション
のケースで東京にもそのケースがあつたんですが、
分譲マンションで入ったと。ところがまだ工事中
の建物だといふんです、たてまえは。つまり完了

届を出していないわけですか、出してないから検査
済証もない。

そうすると、これは違反なんです。検査済証
がなければ使っちゃいかぬと書いてあるんだか
ら、七条の二には、使用し、使用させてはならぬ
と書いてある。ところが実際にマンションなんか
で検査済証ももらつてない、それでも分譲され
ている。さあ入つて欠陥が出ると、問題にしよう
と思つたけれども、まだ工事中の建物でという
ことになつて、どうにもならぬというケースが突
際にあるんですよ。

だから、建築基準法にいう四号建築物のケース
もいろいろ問題だけれども、一号一三号建築物の
場合ですね、こういう完了届を出さないというこ
とが非常に重要な問題になつてくる。それでこ
ういふ問題にどう対応するか。やっぱり完了検査を
行つて検査済証がないのに分譲されてしまうとい
うのは法の抜け穴があるんじゃないか。

建築基準法関係でも問題あるかもしれないが、
たとえば住宅建築法を改正して、検査済証のな
い建築物は分譲できないように規制するとかい
うようなことをしないと、この種の被害が根絶でき
ないんじゃないかと思ふんですけれども、この問
題について建設省としてはどういふ対策をお持ち
でしょうか。

○政府委員(松谷一郎君) 工事が完了いたしま
した場合におきましては、建築物について建築主
が工事完了した日から四日以内に工事完了届を出
す。出しますと、建築主事等はその届け出を受理
した日から七日以内に検査を行い、法に適合して
いれば検査済証を出す。で、ただいま先生の御指
摘のように、一号から三号特殊建築物あるいは大
規模建築物等につきましてはそこで使用される
と、こういうふうな仕組みになつていくわけでご
ざいます。

ただ、午前中私ちょっとお答え申し上げました
ように、工事完了届といふのは、なかなか確認申
請の場合に比べて建築主の意識として、やはりも
う工事が完了すれば終わったというふうな意識も

あろうかと思いますが、そういうような関係もあ
つてなかなか工事完了届が出てこない、そこで結
果的に検査済証の交付率が悪くなるというふうな
状況にあるわけでございます。

これにつきましては、違反建築の処理と関連を
いたしまして、工事完了届の届け出の励行及び検
査済証の発行について十分行方よう特定行政庁を
指導しているところでございますが、しかしなが
らやはり特定行政庁としては、まず実定規定の違
反の方が重要であるためにそちらに手をとられて
いるというのが実情でございます。しかし、マン
ション等の問題等につきましても、確かに先生の
お話のようにいろいろ問題がございますので、こ
ういふ特殊建築物等につきましては、特に工事
完了届の届け出の励行それから検査の十分な執行
を行うよう、今後とも特定行政庁を指導してまい
りたいと考えております。

○上田耕一郎君 次に、外環道路問題に移りたい
んですが、三月二十四日の当委員会外環道路の
都市計画決定、これは違憲、違法の疑いがあると
いうことを指摘して、加瀬都市局長それから内海
建設相から検討するといふ答弁をいただいたん
ですが、検討の結果はどうだったのでしょうか。

○政府委員(加瀬正義君) 私、前の委員会では
いろいろお答えをして、最後にたとえば大阪地裁の近
鉄の特急電車の料金の認可にかかわります判決の
問題、それを私が知らなかったということ、ある
いは先生から前に私どもの先輩でございます竹内
都市局長が国会で行つて答弁その他を調べて
もう一遍返事をしろ、こういうことでございま
したので、大阪地裁の判決というものを私も私に
読んでみました。それから、竹内都市局長の
答弁も調べてみましたが、前回の委員会では私が先
生にお答え申し上げたことについては別段間違つ
たことを答えているというところにはならないとい
うふうに調べた結果考えております。

○上田耕一郎君 大臣、同じですか。

○国務大臣(内海英男君) ただいま局長から御答
弁申し上げましたように、御指摘の判決は、現在

高裁で審理中であると聞いておるわけでございませう。

したがって、旧都市計画法に基づきまして都市計画決定をいたしました問題についての有効性というものは、必ずしも地裁の判決がそのまゝ影響を及ぼすというふうには私どもはまだ受け取っていないわけでございませう。

○上田耕一郎君 答弁は変更する必要はないという加瀬局長の答弁でしたが、前回答弁でこう言われていたんです。「この法律が生きているか生きていないか」、この法律というのは昭和十八年の大東亜戦争中という法律なんです、臨時措置法です。「あるいは憲法に違反するかもしれない」ということについては、私も論議する立場にはございませんけれども、行政上の運用といたしましては、これが有効であるという前提で私も事務を処理しているわけでございませう。

確かにそういう立場だと思ふんです。この法律が生きているか生きていないか、憲法に違反するかもしれないということが大阪地裁の判決で問題になって、それで国と近鉄も控訴しているんです、控訴しているということになっていくんです。だから、その問題はやはりこの委員会、国権の最高機関の一委員会でもありますので、やはり非常に重大な問題なので、われわれ慎重にこの問題は考えなきゃいかぬというふうに思ふんです。

私もこの判決文を全部読んでみまして、いよいよ判決は非常に重大なことを指摘しているということを感じました。というのは、きょうも余り時間がございますので詳細な議論はできませんけれども、この臨時措置法、昭和十八年三月十八日というのは、「大東亜戦争ニ際シ行政簡素化ノ為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ」というので、認可や何かを簡単にしたいということにしてしまったものなんですね。

ところが、こういう臨時措置法が出て、それから勅令がいろいろ出るんですけれども、この勅令について判決はこう書いてある。「昭和十九年二月二十五日に閣議決定された決戦非常措置要綱中一

項」にあるんだ。この十一項というのは「差当り一年間」と書いてあるというんです。昭和十九年、つまりもう敗戦の直前です。このときに、大東亜戦争をやるためにさしあたり一年間ということでは、いろいろな勅令を決めたというんです。

しかも、この勅令というのは、いまの憲法から見ると、本当は法律でやらなきゃならぬのに、法律に書かれていないことまでどんどんいろんなことを決めちゃっているわけだから、旧憲法でしかできないことだったというんです。それで、旧憲法でしかできないことを、しかもさしあたり一年間というところで決めたものを、この大阪地裁の判決の近鉄の特急料金については戦後三十五年目にいまだにやっていると、それで裁判官としては「法解釈上到底無理だ」ということを言っているんです。

大東亜戦争が終わったときにあれは全部終わっているんだ。しかも、大東亜戦争——太平洋戦争ですが、あれが終わってから三十五年、憲法違反のものをいまだに使っている、これは憲法四十一条の「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関」だということに違反しているというので、憲法違反だから無効だという裁判所の判定が出たので、国としては、これは控訴しない、いまだに使っていたのがもう無数にあるので、これは無効だと大変だということで恐らく控訴されていると思ふんです。

しかし、加瀬局長は答弁する立場にないと言われるけれども、これは最高裁まで行くでしょう。最高裁まで行つて——私がいま問題にしているのは外環道路問題で、昭和四十一年ですけれども、本当にも最高裁でこの臨時措置法を使うのは無効だということになったらどうなりますか。新しい都市計画法の前の、旧法に基づき認可というものは全部これでやっているんですから、そのとき建設省としてはどういう態度をおとりになるつもりですか。

○政府委員（加瀬正蔵君） まず、旧都市計画法は、先生も十分御承知のように、「都市計画事業

ハ都市計画審議会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」と、この「内閣ノ認可」のくだりを、御指摘の許可認可等臨時措置法及びそれに基きます勅令でその「認可」を外しているわけでございます。ところで、この法律は四十三年に改正されております。改正されておりますので、少なくとも現在御指摘のような手続上の問題というのは、四十四年の施行以降は生じ得ないわけでございます。

ところで、もし大阪の地裁の判決につきまして、最高裁で許可認可等臨時措置法というものが無効だということが判示されたとした場合にどうなるかという御質問でございますが、一般的に言いますと、こういった事柄についての訴訟については、その当該事案についてだけ恐らく無効ということ、いわば特急料金の認可が無効だということになるわけでございまして、その母法でございします許可認可等臨時措置法が違憲であるということになれば、恐らくそれに基づきまして、自後の法律手続等が適法に行われるような軌道修正が国会において御審議の上決められることかと思ひます。

ただ、恐らく個々の事案についてさかのぼりまして全部無効だという解釈というのは、私も勉強している限りでは、そう多数の説でございせんので、ことに行政事案の場合には、行政事件訴訟法等におきまして事情判決というのがございます。過去に行われたものもろの処分につきまして、法律上の秩序、社会的安定性を保つ上というふうな無効判決の請求を退けることができるというふうなことも可能になっておきますので、恐らく法律上の安定性ということをとつと意味から、自後の事案についての軌道修正が図られるというふうになるのではないかと思ひます。

○上田耕一郎君 確かに大阪地裁の場合も、特急料金について、原告らの請求は棄却なんです。一万円支払えというのには棄却で、これまでやつちやつたいろいろ大混乱起きるからというので、ただ、法的には認可処分は違法だと。認可

処分を違法にはしたけれども、値上げそのものは事実上認めて、一万円の支払いは棄却するといふ、なかなか味のある判決なんです。私も、外環道路問題とそれから臨時措置法の違憲問題取り上げていっているのは、さあこれは違憲で無効だ、いままでの都市計画、昭和四十三年前のやつは全部無効で、それに基づいて行った都市計画もけしからぬからやり直せなんというめっちゃくちゃことを言おうとしているつもりはないんです。

そうじゃなくて、ただ、この外環道路問題の場合には、都市計画決定は昭和四十一年に行われたけれども、その後、私何回もこの委員会に申し上げたように、歴代の建設大臣が何人かの方々が、反対運動その他も考えて凍結ということをしていくわけですね。凍結されてきたわけですよ。それで、その凍結されてきた——だからまだ実行されてないわけで、路線だけ残っている。斉藤建設大臣でさえ、石神井公園や善福寺の環境が壊れるんだつたら私も反対したいとまでここで言われたような問題で、それが先日委員会、第九次道路五カ年計画で着工するというゴーサインをいまの内閣、いまの建設大臣がどうもお出しになられたようなので非常に大問題になって、地元でも反対運動が非常に重視をしつつ燃え上がり始めているわけですね。

ですから、これは昭和四十一年の都市計画決定そのものが法的に違憲、違法だという疑惑が出てきて、もしこの問題が裁判になりましたら、これは大きな問題になると私は思ひますよ、この事案だけについて。しかも、その凍結言明を内閣がされた、建設大臣がされた問題であるだけに、この問題は特別に重要な問題になると思うんです。ですから、違憲という問題が大阪地裁で出たという、その法律に基づくものであると、昭和四十一年でさえもですよ。しかも、まだ実行されていない。歴代の建設大臣が凍結というと言われているんだから、第九次五カ年計画で着工するという言明を取り消して、この外環道路については、するのが当然の良識ある措置ではない

かと思うんですが、これは建設大臣に最後に回答
えいただきたいと思ひますが。

○国務大臣(内海英男君) 私第九次でやるとい
うようなはつきりしたことは申し上げてないとい
うでございます。十分この計画を住民の方々に御
理解をいただいて、その上で着工するのが前提で
あるという御趣旨を申し上げたと思うわけ
でございます。これまでの外環道路についての
経緯というものは踏まえまして、道路の構造や整
備に当たりましては、その手法、こういふものに
ついては十分地域の皆さん方と御理解をいただ
くような手当てを十分やりまして、その上ででき
ることなら着工したいなあというふうに思つてお
るということでございます。やることに踏み切
つておるといふことではないとはつきり申し上げ
ておきたいと思つております。

○上田耕一郎君 まあ着工というものは私も少し行
き過ぎた受け取り方だと思ひますので、訂正しま
す。

最後に、前委員会で審判局長が、外環道路につ
いては、「東京都内の区間につきましては、地域
が受け入れられる計画を策定することが前提であ
る」と考へており、「ということをお答えされておる
わけですね。で、「調査検討を進めていきたい」とい
うことなので、いまの大臣の答弁をお伺いしまし
て、この外環道路についてはぜひ慎重に、地域の
住民、それから自治体の意見ですね、これをよく
お聞きになり、話し合いがつかなければこれはな
かなかやらぬという態度で慎重にやっていただ
きかと思ひますが、最後にひとつ大臣、その点
についていかがでしょう。地域住民、自治体との
話し合いの問題ですね。

○国務大臣(内海英男君) 地域の皆さん方の意向
を十分踏まえて検討してまいりたいと、こう考へ
ております。

○上田耕一郎君 終わります。

○委員長(片岡勝治君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(片岡勝治君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
ひます。――別に御発言もないようですから、こ
れより直ちに採決に入ります。

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律
案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片岡勝治君) 全会一致と認めます。よ
つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。

西ヶ久保君から発言を求められておりますの
で、これを許します。西ヶ久保君。

○西ヶ久保君 私は、ただいま可決されまし
た建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律
案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会
党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国
民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出し
たします。

案文を朗読いたします。

建築士法及び建築基準法の一部を改正す
る法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ
いて適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを
期すべきである。

一、本法の施行によつて住宅の質及び価格に悪
影響を及ぼすことのないよう、消費者保護の
立場に立つて十分に配慮するとともに、地方
公共団体の建築行政の充実のため必要な執行
体制の整備拡充に努めること。

二、建築物の防災機能の向上に必要な措置を推
進するとともに、定期報告制度の確な運
用、維持保全に関する計画策定の徹底及び消
防との連絡の緊密化について特段の配慮を行
うこと。

三、建築士試験の委託及び実施に当たっては、
公正の確保について配慮するとともに、木造
建築士試験の実施に際しては、大工、工務店

等の意向を参酌し、木造建築技術が適正に評
価されるよう留意すること。

四、建築基準法に定める集団規定等の遵守の徹
底に努めるとともに、違反建築物の発生防止
のため、関係業界に対する指導強化を図るこ
と。また、建築物をめぐる紛争処理の改善及
び住宅性能保証制度の拡充に努めること。

五、一定規模以下の木造建築物の施工管理に関
しては、今後、新たな資格制度を設けないよ
う努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(片岡勝治君) ただいま西ヶ久保君から
提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片岡勝治君) 全会一致と認めます。よ
つて、西ヶ久保君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、内海建設大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。内海建設大臣。

○国務大臣(内海英男君) 建築士法及び建築基準
法の一部を改正する法律案につきましては、本委
員会におかれまして熱心な御討議をいただき、た
だいま全会一致をもつて議決されましたことを深
く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして
は、今後その趣旨を生かすよう努めてまいります
とともに、ただいま議決になりました附帯決議に
つきましても、その趣旨を十分に尊重して努力し
てまいる所存でございます。

ここに、本法案の審議を終わるに際し、委員長
初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の
意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。

○委員長(片岡勝治君) なお、審査報告書の作成

につきましては、これを委員長に御一任願ひたい
と存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片岡勝治君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時二十分散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事
業の促進等に関する請願(第二二八九号)(第
二二九九号)(第二三〇〇号)

一、身体障害者に対する建設行政改善に関する
請願(第二三三三三号)

第二二八九号 昭和五十八年四月一日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促
進等に関する請願(一通)

請願者 千葉県市川市稲荷木三ノ二四ノ一
山崎滋子 外七百九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二九九号 昭和五十八年四月二日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促
進等に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市大和田二ノ一二ノ一
戸川修平 外七百八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三〇〇号 昭和五十八年四月四日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促
進等に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市二俣一ノ一二ノ一二
高津幸江 外八百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この諸願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三三三三号 昭和五十八年四月四日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する諸願

請願者 鹿児島県分市敷根二、八〇八

谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君

この諸願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(第二二五八号)(第二二六〇号)

一、線引きの大幅見直し等に関する諸願(第二二六三三号)

一、身体障害者に対する建設行政改善に関する諸願(第二三一九号)(第二三二〇号)

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(第二三三四号)

一、線引きの大幅見直し等に関する諸願(第二三三二一〇号)

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(第二三三二二〇号)

一、線引きの大幅見直し等に関する諸願(第二三三三七〇号)

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(第二三三八八〇号)

第二二五八号 昭和五十八年四月八日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(二通)

請願者 千葉県市川市北園分四ノ一〇ノ一

四 佐久間有子 外八百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この諸願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二六〇号 昭和五十八年四月九日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(二通)

請願者 千葉県市川市鬼高三ノ一三ノ一

関根勝子 外六百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この諸願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二六三三号 昭和五十八年四月九日受理

線引きの大幅見直し等に関する諸願

請願者 石川県金沢市三町二ノ三ノ一二

新屋弘市

紹介議員 安田 隆明君

この諸願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二三一九号 昭和五十八年四月九日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する諸願

請願者 茨城県久慈郡里美村折橋七七五

鈴木竹雄

紹介議員 郡 祐一君

この諸願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第二三二一〇号 昭和五十八年四月九日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する諸願

請願者 佐賀市末広二ノ五ノ二八 小林勝

美

この諸願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第二三二四号 昭和五十八年四月十二日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(二通)

請願者 千葉県市川市宮久保一ノ三二ノ一

〇 東和子 外六百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この諸願の趣旨は、第一七号と同じである。

請願者 岩手県盛岡市内九一七ノ八 橋本

英雄

この諸願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二三三二二号 昭和五十八年四月十三日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(二通)

請願者 千葉県市川市曾谷二ノ二四ノ三

飯山智子 外五百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この諸願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三三七号 昭和五十八年四月十三日受理

線引きの大幅見直し等に関する諸願

請願者 京都市右京区花園中御門町三三三

法人京都府宅地建物取引業協会

長 鈴木嶺夫

紹介議員 植木 光教君

この諸願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二三三八号 昭和五十八年四月十四日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する諸願(二通)

請願者 千葉県市川市稲荷木二ノ一九ノ三

サニーハウス一〇三 林百合子

外五百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この諸願の趣旨は、第一七号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十一日)

一、建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

(建設院修正に係る条文のみを)

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

(建築士法の一部改正)

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第七章 罰則(第三十五條―第三十八條)」を「第七章 罰則(第三十四條の二、第三十四條の第八章 罰則(第三十五條―第三十八條))」に改める。

第二条 第一項中「及び二級建築士」を「一、二級建築士及び小規模木造建築士」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「建築物」を「建築物」に、「現す図の類」を「現す図その他これに類するもの」に、「その者」を「その者に」、「設計図書」を「設計図書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「小規模木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、小規模木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

第三条の二 第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「百平方メートルをこえる」を「百平方メートル(木造の建築物にあつては、二百平方メートル)を超え」に改め、同条第三項中「延べ面積」の下に「(木造の建築物に係るものを除く。)」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条の三 前条第一項第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

分を受けてから」を「より免許を取り消され、その取消しの日から起算して」に改める。

第八条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第二号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条第三号に該当する者を除き、第十條第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

第九條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「基いて」を「基づいて」に、「それぞれ建設大臣又は免許を与えた」を

「免許を与えた建議大臣又は」に、「取消さなければ」を「取り消さなければ」に、「免許取消」を「免許の取消し」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

一級建築士　二級建築士又は小規模木造建築士が次の各号の一に該当する場合においては、免許を与えた建設大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことが

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは

三 業務に關して不誠実な行為をしたとき。
第十條第二項中「取消」を「取消し」に、「又は二級建築士を」、二級建築士又は小規模木造建

築土に、「但し」を「ただし」に改める。

第十一条中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「それぞれ建設省令又は」を「一級建築士に係るものにあつては建

設省令で、二級建築士又は小規模木造建築士に係るものにあつては「に改める」。

第十二条に次の一項を加える。

2 小規模木造建築士試験は、小規模の木造の

二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士試験事務以外の業務を行つて
いる場合には、その業務を行うことによつ

て一級建築士試験事務が不正になるおそれがないこと。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。

二 法の規定に違反して 刑罰処分の
れ、その執行を終わし、又は執行を受ける
ことがなくなつた日から起算して二年を経
過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当

する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算

して二年を経過しない者
(指定の公示等)
第十五条の四 建設大臣は、中央指定試験機関
の指定をしたときは、中央指定試験機関の名

称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住

所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所在地を變更しようとするときは、變更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならぬ。

(役員の選任及び解任)

第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む）若しくは第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に著しく不適当な行為をしたときは、中央指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ

(試験委員)

第十五条の六 中央指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を試験委員に行わせなければならない。

2 前項の試験委員は、建築士のうちから選任しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、選任することができる。ただし、その数は、試験委員の半数を超えてはならない。

3 中央指定試験機関は、第一項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第十五条の七 中央指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む）又はこれらの職にあつた者は、一級建築士試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の試験委員は、試験の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないように

しなければならない。

3 一級建築士試験事務に従事する中央指定試験機関の役員及び職員（前条第一項の試験委員を含む）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十五条の八 中央指定試験機関は、建設省令で定める一級建築士試験事務の実施に關する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、前項の認可をした試験事務規程が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の規定により認可又は命令をする場合に準用する。

(事業計画等)

第十五条の九 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十五条の十 中央指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、一級建築士試験事務に關する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十五条の十一 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び立入検査)

第十五条の十二 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定試験機関の事務所に立ち入り、一級建築士試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(一級建築士試験事務の休止)

第十五条の十三 中央指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、一級建築士試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十五条の十四 建設大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号（第三号を除く）の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十五条の四第二項、第十五条の六第一項から第三項まで、第十五条の九、第十五条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十五条の五第二項（第十五条の六第四項において準用する場合を含む）、第十五条の八第二項又は第十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第十五条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで一級建築士試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が前項の規定による処分をする場合に準用する。

4 建設大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による試験の実施)

第十五条の十五 建設大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第三項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により中央指定試験機関に対し一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央指定試験機関が天災その他の事由により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、第十五条の二第四項の規定にかかわらず、一級建築士試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つて一級建築士試験事務を行わないうこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、第十五条の三第一項の規定により一級建築士試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項

中「第十五条の二第三項」とあるのは「第十五条の十七第三項」と、第十五条の十五第一項中「第十五条の二第四項」とあるのは「第十五

建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備（建築基準法第二十三条に規定するものをいう。以下同じ）に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき建設大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は前項の規定による

「薬土」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同項第五号中「ものの外」を「もののほかに」に改め、同条第二項中「納入」を「納付」に改める。

第二十三条の三第一項中「除く外」を「除くは

術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所
の開設者に対し、技術的観点からその業務
が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を

述べるものとする。

第二十四条の二を次のように改める。

(帳簿の備付け等及び図書の保存)

第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、建設省令で定めるところにより、その業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、建築士事務所の開設者は、建設省令で定める業務に関する図書を保存しなければならない。

第二十六条の見出しを「(監督処分)」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、「おいては」の下に、「当該建築士事務所の開設者に対して警告を与え、同項第一号中「第三号」の下に、「第四号」を加え、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「警告以外の」を削り、同項第六号及び第七号中「二級建築士の下に」又は「小規模木造建築士」を、「第三条の下に」又は「第三条の二」を加え、同項第八号中「又は第三条の二」を「第三条の三」に改め、同項第九号中「基づく」を「基づく」に改め、同項第十号中「もの外」を「ものほか」に改め、「著しく」を削り、同条第三項中「又は前項の規定による処分をする」を「若しくは前項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改める。

第二十八条中「又は二級建築士試験に関する事務を、二級建築士試験又は小規模木造建築士試験に関する事務(中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)」に改める。

第二十九条第二項を次のように改める。

2 中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務を行う場合を除き、試験の問題の作成及び採点を行わせるため、一級建築士試験に

あつては中央建築士審査会に、二級建築士試験又は小規模木造建築士試験にあつては都道府県建築士審査会に、それぞれ試験委員を置く。

第二十九条第三項中「及び」の下に「前項の」を加え、同項ただし書中「こえ」を「超え」に改める。

第三十三条中「試験委員その他一級建築士試験又は二級建築士試験の事務をつかさどる者」を「又は第二十九条第一項の試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第三十五条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「その業務」を「それぞれその業務」に改め、同条第二号中「基づいて」を「基づいて」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第三号中「又は第三条の二」を「第三条の三」に改め、同条第四号中「二」を「三」に改め、同条第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

七 第三十三条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らした者

第三十五条の次に次の三項を加える。

第三十五条の二 第十五条の七第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)(規定に違反した者又は第十五条の七第二項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)(規定に違反して事前に試験問題を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三 第十五条の十四第二項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)(規定による一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員

は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の四 第十五条の七第二項又は第三十三条の規定に違反して不正の採点をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条中「左の」を「次の」に、「これを三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第四号を削る。

三 第三十四条の二の規定に違反した者

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 次の各号の一に該当するとき

は、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)(規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十五条の十一第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)(規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十五条の十二第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)(許可を受けないうで、一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の全部を廃止したとき。

第三十七条中「前二条」を「第三十五条又は第三十六条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の六、第二十四条の二第二項又は第二十四条の三の規定に違反した者
二 第二十四条の二第二項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(名称の使用禁止)

第三十四条の二 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

3 小規模木造建築士は、一級建築士若しくは二級建築士又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

(経過措置)

第三十四条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(小規模木造建築士の名称使用に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に小規模木造建築士又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後の建築士法第三十四条の二第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

7 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第三号中「建築士事務所」の下に「小規模木造建築士事務所を除く。」を加え

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三二号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 栃木県真岡市並木町一ノ二ノ九
中三川佳宏

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三三号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 鹿児島市東千石町二ノ五 川路栄治

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三三三号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 宮崎清水三ノ八ノ七日興ビル内
社団法人宮崎県宅地建物取引業協
会会長 高橋敬次

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三四号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 島根県松江市東津田町一、六五七
ノ一 持田延夫

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三五号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 徳島市大道二ノ一九 出業理

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三六号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 滋賀県彦根市京町二ノ一ノ一八
川尻貞治

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三七号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 岡山県新見市西方四三五 中島勝重

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三八号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 福井市順化一ノ二ノ一九 滝波忠昭

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五三九号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 静岡県浜松市神明町三二四ノ一二
高田修一

紹介議員 熊谷 弘君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四〇号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 鳥取市末広温泉町一五八 池上美道

紹介議員 小林 國司君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四一号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 大分市住吉町二ノ四ノ八 柏原富士夫

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四二号 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 三重県伊勢市勢田町九四一ノ二四
九 奥田良三

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四三三三三 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 鳥取市片原一ノ一〇七 森岡大之郎

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四四四 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 秋田市千秋城下町五ノ六三第二金
子ビル内社団法人秋田県宅地建物
取引業協会会長 佐藤勉

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四五五 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 長野市篠ノ井布施高田二七七ノ八
村松英信

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四六六 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 岐阜県高山市桐生町五ノ二七七
瀬上和雄

紹介議員 杉山 令隆君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四七七 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 福島市北五老内町一ノ三社団法人
福島県宅地建物取引業協会会長
棚辺四郎

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四八八 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸二条八ノ一ノ三
八 藤井義勝

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五四九九 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 富山市梅沢町一ノ五ノ八 安野勇一

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五五〇〇 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 熊本市国府一ノ二ノ一〇 山中
正利

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

第二五五一〇 昭和五十八年四月二十日受理

線引きの大幅見直し等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市北浦和二ノ一〇ノ五
齋藤邦之助

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第二一八七号と同じである。

して、高速道路を利用する際、本人又は本人以外が運転する場合も含め、料金を割りきされたい。

第二八三二号 昭和五十八年四月二十五日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二
大村重夫

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第二九二〇号 昭和五十八年四月二十六日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二
竹前殿

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第二九二二号 昭和五十八年四月二十六日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
ノ二五 山田二郎

紹介議員 堀内 俊夫君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第三一〇六号 昭和五十八年四月二十七日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 赤星光敏

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第三一〇七号 昭和五十八年四月二十七日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎

紹介議員 沖 外夫君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第三一〇八号 昭和五十八年四月二十七日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第三一二三号 昭和五十八年四月二十八日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安
達利明

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。

第三二七九号 昭和五十八年四月二十八日受理

身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一八六二号と同じである。